

平成 27 年度
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
提案募集のご案内
[募集要項]

持続可能な多世代共創社会のデザイン
研究開発領域



国立研究開発法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター

平成 27 年 4 月

目次

I. 応募要領	1
1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要	1
2. 選考スケジュール	1
3. 応募方法	2
4. 応募要件（研究倫理教育）	3
5. 重複応募について	4
6. 提案者の要件等	4
7. お問い合わせ等	5
II. 募集・選考にあたって本領域が求めるもの	6
III. 研究開発領域の概要と募集の枠組み	8
1. 本領域について	8
2. 平成 27 年度における募集の枠組み	9
3. 研究開発領域のマネジメント	10
4. 研究開発領域及び研究開発プロジェクトの評価	11
IV. 選考及び採択	12
1. 選考のプロセス	12
2. 選考体制	12
3. 選考にあたっての主な評価項目	13
V. 社会技術研究開発における研究の推進方法	14
1. 実施計画	14
2. 実施体制	14
3. 実施拠点	15
4. 委託研究契約と知的財産権の帰属	15
5. 研究代表者および主たる共同研究者の責務	15
6. 実施機関の責務等	16
7. 研究費の使途	18
8. 間接経費	19
9. 繰り越し	20
10. 海外の機関に所属する方が主たる共同研究者として参加する場合	20
VI. 応募に際しての注意事項	21
1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	21
2. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	22
3. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	24
4. 研究費の不正な使用等に関する措置	24
5. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	25
6. 提案書記載事項等の情報の取り扱い	27
7. 研究活動の不正行為に対する措置	28
8. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	29
9. 「国民との科学・技術対話」の推進について	29
10. 若手の博士研究員のキャリアパスについて	29
11. オープンアクセスについて	30
12. 人権の保護および法令等の遵守への対応について	30

13. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	30
14. 公正な研究を目指して	32
15. ダイバーシティの推進について	33
16. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	34
VII. 平成 27 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）提案公募 Q&A	35
VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	39
IX. 提案書の記載要領	48
X. 参考資料	79

（読替）

本募集要項の一部においては、競争的資金・公的研究費の一般的な用語を用いて記載しています。文中では下記の通り読み替えてください。

- ・「主たる共同研究者」を「主たる実施者」
- ・「委託研究費」もしくは「研究費」を「研究開発費」
- ・「研究計画」を「研究開発計画」
- ・「研究期間」を「研究開発期間」
- ・「研究成果」を「研究開発成果」

I. 応募要領

1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEX において社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域（またはプログラム。以下、領域等という）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域等のマネジメントは、領域アドバイザーの協力を得て、領域総括（またはプログラム総括）が行います。研究代表者および研究開発実施者（以下、実施者という）は、領域総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

各領域等によって募集要項、提案書の様式が異なりますので、ご注意ください。

2. 選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

募集開始	<u>4 月 28 日(火)</u>
募集説明会	<u>5 月 11 日(月) 京都、5 月 15 日(金) 東京</u>
【一次選考】提案書受付期限（※1）	<u>6 月 2 日(火)正午 <厳守></u>
【一次選考】結果の通知	7 月初旬(予定)
【二次選考】提案書受付期限	7 月中旬(予定)
【二次選考】書類選考の結果通知	面接選考会の 1 週間前までに連絡(予定)
【二次選考】面接選考会（※2）	9 月中旬（予定）
面談(採択条件の説明)（※2）	9 月中旬（予定）
選考結果の通知・発表	9 月中(予定)
研究開発の開始	10 月 1 日

※1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については次ページを参照してください。

※2 日程が決定次第、当センターのホームページ（URL：5 ページ）でお知らせします。

3. 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

(1) 研究機関および研究代表者情報の登録

提案者は、e-RadのログインID、パスワードを取得している必要があります。（研究代表者のみで構いません）。

新たにe-RadのログインID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください。（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、「Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（39ページ～）および e-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成

e-Rad ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）または RISTEX の提案募集ホームページ（<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>）から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読み頂いた上で、「Ⅸ. 提案書の記載要領」（48 ページ～）の説明を参考に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

(3) 提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書をe-Radへアップロードしてください。

アップロードの具体的な方法については、「Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（39ページ～）を参照してください。

4. 応募要件（研究倫理教育）

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。
応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、21、21 ページ（Q&A の 35、36 ページ）
をお読みください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

① 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号を申告してください。

② ①において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、e-Rad の応募情報入力画面でその旨を申告するとともに、速やかに受講・修了してください。後日、JST 担当から提案者へ、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号を電子メール等で確認いたします。申告期限は、研究提案締切後 30 日以内（平成 27 年 7 月 2 日（木）正午まで）です。

5. 重複応募について

1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。なお、本年度に RISTEX にて同時に募集する下記の研究開発プログラムに応募することができます。

- ・ 研究開発成果実装支援プログラム

6. 提案者の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。提案者の要件は以下の通りです。

- (1) 実施者（数名～20 名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- (2) 研究代表者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること（※）。
- (3) プロジェクトの実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。
- (4) 採択後に所属機関と JST が委託研究契約を締結できること。委託研究契約が締結できない場合は研究費等が使用できません。

※「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「V. 社会技術研究開発における研究の推進方法 6. 実施機関の責務等」（16 ページ）を参照してください。

なお、以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

- ・ 国内の機関に所属する外国籍の方。
- ・ 現在、特定の機関に所属していないものの、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ・ 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

- (5) 不適正経理にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

7. お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び <u>最新情報</u>	社会技術研究開発センター 提案募集ホームページ http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html
募集要項 及び <u>提案書の提出</u>	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ホームページ http://www.e-rad.go.jp/

(2) お問い合わせ

<u>募集内容</u> について 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 企画運営室 募集担当 〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 4 階 E-mail : boshu@ristex.jp Tel. 03-5214-0133 Fax. 03-5214-0140 (電話受付 : 10:00~12:00・13:00~17:00/土日祝除く) <u>原則としてメールでお願いいたします</u>
<u>府省共通研究開発管理システム（e-Rad）</u> について 研究機関・研究者の登録、e-Radの操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0120-066-877 (9:00~18:00/土日祝除く) [フリーダイヤルをご利用になれない場合] 03-3455-8920 (直通)

※ 採否を含む審査状況に関する問い合わせには一切回答できません。

Ⅱ. 募集・選考にあたって本領域が求めるもの

領域総括：植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科 教授

「持続可能な」という言葉は広く使われていますが、持続可能な都市・地域とはどのようなもので、いかにすれば実現できるのでしょうか。意外なほど、明確ではありません。というよりも、それぞれの都市・地域で異なるデザインになるのかもしれませんが。

現代日本の都市・地域は転換期にあり、成長を前提にした都市・地域だけでなく、成熟社会が抱える多様で重層的な諸問題を見据えたデザインが課題になっています。平成 26 年度に開始された「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域では、地球環境や財政の制約、人口減少と少子高齢化などを念頭に置きつつ、「多世代共創」を通じて持続可能な都市・地域をデザインし、その社会実装に取り組みます。

具体的な社会問題の解決を目指す研究開発においては、対象となる都市・地域の中長期的ビジョンを示しつつ、その実現に向けて、現状からの移行プロセス（社会実装の道筋）、すなわち、都市・地域がどういう契機で、何を駆動力にして、どのように変容していくのかを明確にする必要があります。移行プロセスをバックキャスティングで考えること、その中で提案する 3 年間のプロジェクトの位置づけがロジカルに説明されることが肝要です。

そして本研究開発領域では、社会実装を担う具体的な組織や活動のあり方についても、より深い理解を得ようとするものです。社会実装は単なる試みとは異なり、その実現には一般化や体系化された知識がなければなりませんし、特定の地域で社会実装に向けて取り組む過程から他の都市・地域においても活用可能な一般化、体系化された知識を抽出していくことが大切です。

対象とする都市・地域については、大都市郊外や地方中小都市、東日本大震災の被災地を中心的な対象として設定しています。また、対象とする問題ないし分野は、低炭素・環境、エネルギー、芸術・文化、教育、防災・安全、医療、福祉、農林水産業、・・・など幅広いですが、それぞれの都市・地域に固有の課題があり、従来の取り組みや研究開発ではなぜ解決できないのか、その原因やボトルネックが明確でなければなりません。研究開発内容については、都市・地域のビジョンに基づいて具体的なまちづくりや人材育成などに取り組み、それらの地域への効果や変容を実証しようとする、まさに多世代共創による地域デザインのグッド・プラクティスとなりうる提案が期待されます。ビジョン形成ツールや効果測定指標などの新たな手法開発も対象としますが、その取り組みが持続可能な都市・地域への移行・実現に向けて有効であることを実証する取り組みが求められます。

昨年度の提案募集においても、社会実装を見据えた都市・地域での実践的な研究開発を求めましたが、社会実装が意識されていない従来の研究開発の延長のものや、実践が中心で研究開発の視点が弱いものが少なくありませんでした。また、提案が対象とする分野が必ずしも多様なわけではなく、農村や中山間地、離島などを対象とした提案については都

市との連携が意識されていないものもありました。

また、本研究開発領域が独自に設定した「多世代共創」という要素は、対象とする問題や成果の受け手が多世代であればよいということではなく、また単に子どもと高齢者が交流すればよいということでもありません。高齢世代の価値観や過去の遺産をそのまま継承すればよいわけでもありません。持続可能な都市・地域に向けて、今を生きる私たちが、過去世代から何を学び、未来世代に向けてどのような新しい価値を生み出し、つないでいくのか。多世代による”co-creation”という本来の趣旨に迫る提案を期待しています。

とはいえ、新しいコンセプトを掲げていることもあり、単に提案を求めるだけでなく、問題に関心を持つ人々と対話をしながら、ともにコンセプトや研究開発プロジェクトの種を育てていく重要性を感じました。また、社会実装可能な研究開発成果を生み出すためには、問題に取り組む実践者と研究者が提案を育む段階からパートナーシップを組むことが重要と考えています。そこで、参加者公募型のワークショップを開催し、問題に取り組む実践者、研究者が領域コンセプトやそれぞれの問題意識、研究開発の可能性について共に議論する場を設けることにしました。

また、選考の評価項目とスキームを昨年度と変更しました。評価は、①領域のコンセプトを踏まえている、②社会実装可能な研究開発成果が期待できる、③提案を育む価値・可能性がある、この3点を中心に行います。スキームについては、選考を2段階方式にし、一次選考ではA4・2枚のコンセプトペーパーを基にした書類選考を行い、一次を通過した提案に対してフルペーパーに基づく書類選考と面接選考を実施します。また、アイデアはあっても本格的なプロジェクト提案にするには、実施体制や計画の更なる具体化が必要という場合でも提案できるよう、プロジェクト企画調査としての応募を受け付けることにしました。

多世代共創、持続可能性、地域デザイン…これらを全て満たすのは大変難しいことではありますが、新しいチャレンジでもあります。従来の取り組みや研究の延長線上から一歩踏み出し、新しいコンセプトを共に深め、社会に発信していこうという方々の提案を期待しています。

Ⅲ. 研究開発領域の概要と募集の枠組み

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域（以下、本領域）の概要は、以下の通りです。本研究開発領域設定当初（平成 26 年度）の方向性等については、「X. 参考資料」をご参照ください。

1. 本領域について

1-1. 本領域の背景・意義

近年、我が国は人口減少、少子高齢化、エネルギー問題、経済の停滞と財政赤字など厳しい状況に直面しており、これに加え、地球規模の気候変動などに伴う環境面の課題についても対応がせまられています。特に都市・地域では、高度成長期に増加した人口が高齢化の急激な進展と少子化により減少に転じた結果、人口・社会構造が大きく変化してきています。経済、インフラ等の機能の維持や都市・地域に暮らす人々の生活水準、生活の質を含めた持続可能性が今後ますます重要な課題となることが予想され、社会全体として複合的、多面的な課題の解決が必要とされています。これと同時に、特に 2011 年 3 月の東日本大震災以降、物質的・量的豊かさだけでなく、人々の多様性や創造性を認め、人や自然とのつながりや助け合い、絆といった心の豊かさや、環境や文化・伝統的価値の保全・再生などに新たな価値を見出す流れが強くなっています。

また、国連等における持続可能な発展の議論においては、環境の持続可能性を基盤とした社会と経済の持続可能性の各側面をバランス良く統合する一貫したアプローチの重要性が強調され、well-being（個人の豊かさ、生活の質、福祉等）の視点が注目されています。OECD（経済協力開発機構）の社会発展政策においてもポスト成長期の社会目標として well-being が打ち出されており、国際的にも目指すべき成熟社会の在り方が提示されています。

成熟社会へと移行しつつある我が国においても都市・地域の持続可能性を考える際に、このような視点を考慮した取り組みが必要といえます。今後予想される社会的な課題を見据え、多世代・多様な人々の well-being を実現し、都市・地域社会を環境、社会、経済等の多面的な側面から持続可能とする、先見性のある取り組みが求められています。

そこで本領域では、子供から高齢者まで多世代・多様な人々が活躍するとともに、将来世代も見据えた都市・地域を、世代を超えて共にデザインしていく研究開発を推進します。RISTEX がこれまで取り組んできた複数分野の知見や、多様なステークホルダーとの協働による研究開発を進めるためのノウハウを活かしてマネジメントを実施します。

1-2. 本領域の目標

多世代共創によって持続可能な社会を実現するには、都市・地域でのグッド・プラクテ

イスを創出するとともに、そこでの知見を一般化・体系化し、問題に取り組む人々が活用できるような仕組みづくりが重要です。また、領域終了後もステークホルダーが自立的に取り組みを継続し情報を共有できるような基盤となるネットワークが必要不可欠です。

以上のことから、持続可能な多世代共創社会の実現に向けて、本発領域では以下の 3 点を目標とします。

- ① 持続可能な都市・地域のデザイン提示
- ② 多世代共創を促す仕組みづくり
- ③ 統合的な成果の社会実装に向けたネットワーク構築

1-3. 本領域の設置期間

平成 26 年度から平成 31 年度の述べ 6 年間を想定しています。

2. 平成 27 年度における募集の枠組み

本領域では、領域目標の達成に共に取り組む研究開発の実施者を広く募り、研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査を実施します。提案募集は、領域の初年度、2 年度目、3 年度目に実施し、数件の新規課題の採択を想定しています。

2 年度目となる平成 27 年度は、研究開発プロジェクトに加えて、プロジェクト企画調査としての提案も募集します。

2-1. 研究開発プロジェクト

領域が対象とする社会問題を解決するための選択肢を提示するもの（研究開発のあり方、システム・デザイン手法、新たな社会経済システム、持続可能性や社会問題解決に係る指標等の体系化、国の政策への提言など）から、社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするものまでを含みます。

◇ 予算規模： 1 課題 数百万円～30 百万円以下／年

◇ 期間： 当初は、原則として 3 年間とする

- * 3 年度目に評価を行い、成果の社会実装の可能性や領域目標達成への貢献等の観点から、最大 1 年間延長する場合があります。
- * 予算規模については、各研究開発プロジェクトの内容及び採択方針に応じて、柔軟に取扱います。また、研究開発プロジェクトの進捗等に応じて、適宜、適正化を図ります。
- * 体制の構築が進まないなど目標達成の可能性が低いと判断された場合は、期間途中で終了する場合があります。

＊ プロジェクト企画調査として採択する可能性があります。

2-2. プロジェクト企画調査

本領域では、優れた構想ではあるものの、有効な提案とするにはさらなる検討が必要なもののについて、問題の関与者による具体的なプロジェクト提案を検討するための支援を行います。

◇ 予算規模： 1課題 上限を3百万円とする

◇ 期間： 半年間

2-3. 実施体制

(1) 研究代表者およびプロジェクト・マネジメント体制

研究開発プロジェクトを実施するにあたっては、対象とする社会問題の解決に向けて、研究者にとどまらない、多様なステークホルダーから成る実施体制の構築およびマネジメントが求められます。研究代表者には、それらの参加者の統括や調整をはじめ、研究開発の実施期間を通じてリーダーシップを持って自ら研究開発を推進していただきます。そのため、研究開発を推進するための体制だけでなく、プロジェクト・マネジメント体制を明確化することが求められます。

(2) 多世代共創を促す協働体制およびプラットフォームの構築

持続可能な地域の実現に向けては、研究開発の終了後においても活動の継続や成果の活用がなされ、地域で多世代共創が続いていくことが重要です。そのためには、研究開発当初から、地域の多様なステークホルダー（行政、住民、学校、産業、NPO／NGO等）と研究者とが、問題の設定から研究開発の推進、社会実装に向けた取り組みに至るまで、適切に協働がなされる体制の構築が必要です。また、研究開発プロジェクトの終了後を見据え、成果の利用者となる住民等から評価・フィードバックを受ける仕組みや、多世代共創を促すプラットフォームの構築に結びつく体制整備が求められます。

3. 研究開発領域のマネジメント

- (1) 領域運営の責任者として領域総括を設置し、マネジメントを行います。
- (2) 領域総括に対し専門的助言を行なう領域アドバイザーを設置します。領域アドバイザーは研究者のみならず、産学官市民のバランスに配慮して構成します。
- (3) 領域総括、領域アドバイザー、事務局が一体となり、領域目標の達成に向けてプロジェクトの募集・選考や各種の取組を実施するとともに、効果的な領域の運営に必要な会議等（領域会議、サイトビジット）や関係者の交流（領域全体会議※）を行います。

※ 研究開発プロジェクト採択者も含め、領域関係者が一堂に会して、合宿形式で進捗や運営等に関する議論を行います。

- (4) 領域総括は、必要に応じて、研究費の追加・減額等の調整やプロジェクトの統廃合を含む見直しを行います。
- (5) 領域運営は、社会の状況、採択した全ての研究開発プロジェクトの方針や進捗状況等に応じて、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応します。
- (6) アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、Web 等での情報発信など）を積極的に行います。
- (7) 外部関与者との人的ネットワークを構築する。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO・学会等、関連する機関との連携を様々なレベルで取ることができるよう、積極的に働きかけます。

なお、上記のマネジメントに際しては、領域の中での個々の研究開発プロジェクトの役割・位置付け等を踏まえ、領域内の他の取組との効果的な連携が保てるよう、個々の研究開発プロジェクトの進捗状況や成果に関する情報共有を図ります。

4. 研究開発領域及び研究開発プロジェクトの評価

RISTEX は、研究開発領域及びプロジェクトを対象とした評価を下記の通り行います。

(1) 研究開発領域の評価

- ・ 本領域については、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。

(2) 研究開発プロジェクトの評価

- ・ 研究開発プロジェクトの事前評価（募集選考）は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、RISTEX は実施するプロジェクトを選定します。
- ・ 全てのプロジェクトについて、事後評価および追跡調査を実施します。
- ・ 3 年度目に評価を実施し、実装の可能性が高いプロジェクト等については、最大 2 年（平成 27 年度採択プロジェクトについては最大 1 年）延長することがあります。

IV. 選考及び採択

1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「3. 選考にあたっての主な評価項目」（13 ページ）を基に総合的に判断します。

(1) 一次選考

指定の様式（49～50 ページに記載要領）でのコンセプト提案を受け付け、評価者による査読評価を行います。

(2) 二次選考

二次選考用の提案書（51～78 ページ）に基づく書類選考および面接選考を実施し、採択候補を決定します（一次選考の状況により二次の書類選考による絞り込みは行わない場合があります）。面接選考では、提案者（研究代表者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。

(3) 一次選考および二次選考の結果については、採否にかかわらず、その都度提案者（研究代表者）に通知いたします。

(4) 選考スケジュールは「I. 応募要領 2. 選考スケジュール」（1 ページ）を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ホームページ（URL：5 ページ）にて随時お知らせします。

2. 選考体制

選考は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

(1) 公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

a. 提案者と親族関係にある者

b. 提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者

c. 提案者と緊密な共同研究を行う者

（例えば、共同研究事業の遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案するプロジェクトの研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）

d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者

e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者

f. その他 JST が利害関係者と判断した場合

(2) 選考に係わった領域アドバイザー等の氏名は、採択する提案の発表時に公表します。

3. 選考にあたっての主な評価項目

選考に際しては、以下のような観点を重視しながら、本領域の目標達成に向けた必要性、テーマ間のバランスを含め、総合的に検討した上で判断します。

- ① 領域のコンセプトを踏まえている
- ② 研究開発の成果と社会実装への展開が期待できる
- ③ 提案を育む価値・可能性がある

上記を判断するために、以下について検討します。

- a. 解決すべき都市・地域の具体的な問題とその原因、ボトルネックが適切に提示されている
- b. 持続可能な都市・地域のビジョンが適切である
- c. ビジョンを実現するためのプロセスと体制が妥当である
プロジェクト企画調査については、調査の中で具体化すべき点が明確になっている
- d. どのような多世代共創で何を co-creation することを目指すのかが明確である
- e. 達成目標が都市・地域への効果(アウトカム)も含めて適切に設定されている
- f. 目標達成に向けて妥当な研究開発計画となっている
プロジェクト企画調査については、妥当な調査計画となっている
- g. 実践者と研究者の適切なパートナーシップが期待できる
企画調査については、調査を通して、実践者と研究者の適切なパートナーシップの構築が期待できる
- h. 領域との対話やプロジェクト・マネジメントが期待できる
企画調査については、領域との対話や調査成果をプロジェクト提案にまとめていくマネジメントが期待できる

- ※ 提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。
- ※ 上記のほか、研究開発領域ごとの独自の選考の観点や方針として、「Ⅱ．募集・選考にあたって本領域が求めるもの」(6～7 ページ) 及び「Ⅲ．研究開発領域の概要と募集の枠組み」(8～11 ページ) も踏まえて選考します。
- ※ 研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。詳しくは、「Ⅵ．応募に際しての留意事項」(22～24 ページ) を参照してください。
- ※ グループリーダー（研究開発の実施項目ごとに編成されたグループで中心的な役割を果たす実施者）とそのグループについては、選考にあたって領域総括と領域アドバイザーがその必要性等を十分に検討します。その結果、提案とその代表者は採択されても、実施体制について見直しをお願いすることがあります。

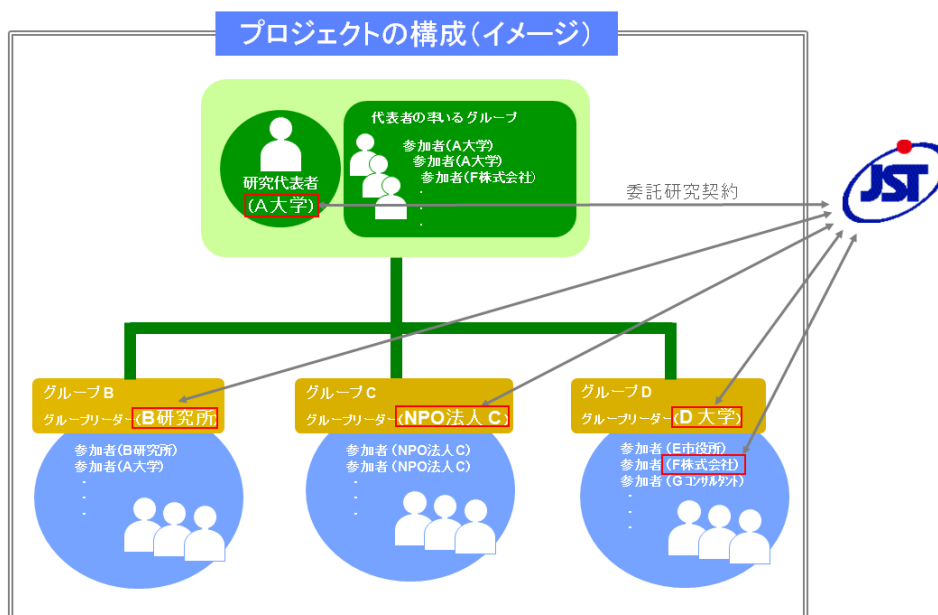
V. 社会技術研究開発における研究の推進方法

1. 実施計画

- (1) 採択後、研究代表者には、プロジェクトの研究開発期間を通じた「全体研究計画書」を、また、年度毎に「年次研究計画書」を作成していただきます。研究計画には、研究費や研究実施体制が含まれます。
- (2) 研究計画（全体研究計画書及び年次研究計画書）は、領域総括の承認を経て決定します。領域総括は領域アドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- (3) 領域総括は、本領域全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

2. 実施体制

- (1) 研究代表者を中心として研究活動を進めていただきます。研究代表者には、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々と研究代表者とが協働する集団（数名～20名程度）を編成し、研究を実施していただきます。
- (2) プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。
- (3) JST は、研究代表者や他の主たる共同研究者の所属する機関等と委託研究契約を締結します。
- (4) 研究推進上の必要性に応じて、新たに実施者、あるいはその補助者等を研究費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



3. 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

4. 委託研究契約と知的財産権の帰属

- (1) 採択後、JSTは研究代表者及び主たる共同研究者（※）の所属する機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 主たる共同研究者とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。

- (2) 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「6. 実施機関の責務等」（16～17ページ）を参照してください。
- (3) 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、実施機関に帰属します。

（補足） 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5. 研究代表者および主たる共同研究者の責務

- (1) 研究代表者や主たる共同研究者は、JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

研究代表者や主たる共同研究者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）の履修義務について周知する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行停止を命じることがありますので、ご注意ください。

(2) プロジェクトの推進及び管理

自らのプロジェクトの推進に必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たしてください。また、計画書の作成や定期的な報告書等の提出、評価等への対応を行ってください。

(3) 研究費の管理

プロジェクト全体の研究費の適切な管理（資金計画と進捗度管理等）をしてください。

(4) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究費で雇用する研究員等の勤務環境・条件に配慮してください。

(5) 研究成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた研究成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行ってください。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、研究成果を発表してください。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などにご協力いただきます。

(6) JST と所属機関との契約、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。

(7) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応をお願いします。

(8) プロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

6. 実施機関の責務等

JST が委託研究契約を締結する実施機関の要件・責務等は、以下の通りです。

以下を踏まえ、応募に際しては、必要に応じて、関係する実施機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(1) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成 26 年 2 月 18 日改正」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

(2) 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(3) 研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、研究機関の責任により委託研究費の支出・管理を行っていただきます。ただし、委託研究契約書および JST が定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については契約書等

に従っていただきます。記載のない事項に関しては、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただいて差し支えありません。

- (4) JST に対する所要の報告等、及び JST による経理の調査や国の会計検査等に対応してください。
- (5) 効果的な研究推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力ください。
- (6) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）が適用されて実施機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、JST に対して所要の報告をしてください。また、第三者に譲渡される際は、JST の承諾を得ることが必要です。
- (7) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権は、実施機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する実施者等と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。
- (8) 各研究機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前ならびに契約期間中に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については JST が委託方法を指定する場合があります。また、委託契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- (9) 委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究を実施できないことがあり、その際には実施体制の見直し等をしていただくこととなります。
- (10) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、平成 25 年度以降の新規採択のプロジェクトに参画しかつ実施機関に所属する実施者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該実施者等が JST の督促にも拘わらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- (11) 国公立研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、当該研究機関の責任において、委託研究契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施する必要があります。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合には、委託研究契約の取消し・解除、委託研究費の全額または一部の返還等の措置を講じる場合があります。

7. 研究費の使途

- (1) JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に加え、原則として研究費(直接経費)の 30 %を上限とする間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。研究費（直接経費）とは、プロジェクトの遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

	項目	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
	人件費・謝金	人件費：当該研究を遂行するために雇用する者の人件費（※） 謝金：講演依頼謝金など
	旅費	研究代表者や実施者の旅費、当該研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費など
	その他	上記の他、当該研究を遂行するために必要な経費 以下は、具体例 ・研究成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等） ・外注費（再委託に該当するものを除く） ・機器リース費用、運搬費等

※ 研究代表者、主たる共同研究者に対する給与を支出することはできません。

- (2) 以下の経費は研究費（直接経費）として支出できません。
- ① 当該プロジェクトの目的に合致しないもの
 - ② 間接経費としての使用が適当と考えられるもの
- (3) その他、研究費（直接経費）からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、JST へお問い合わせください。

JST では、一部の項目について委託研究契約書や委託研究契約事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。詳しくは JST ホームページ (<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html>) に掲載されている「委託研究契約事務処理説明書」をご覧ください。また、大学等(国公立および独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等で JST が認めるものを含む。)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、事務処理等の取扱いが異なる場合があります。

8. 間接経費

間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成26年5月29日改正）では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2) 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類(※)を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託研究機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告が必要となります。※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません(契約単位毎の区分経理は必要ありません。)

詳しくは、JST が別途定める委託研究契約事務処理説明書をご参照ください。

9. 繰り越し

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越に対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています(繰越制度は、複数年度契約を締結する大学等を対象とします。)

10. 海外の機関に所属する方が主たる共同研究者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です(研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「I. 応募の要領 6. 提案者の要件等」(4 ページ)を参照してください)。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難(不可能)であること。
- b. 当該機関と JST との間で、一定の条件(※)を満たす契約を締結できること。

なお、希望される場合は、提案書(様式 9)に海外での実施が必要な理由を記載してください。

※一定の条件：少なくとも下記の条件が満たされる必要があります。

- ・当該の海外研究機関から JST へ、知的財産権を無償譲渡すること(海外研究機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません。)
- ・研究契約および別に JST が経費執行指針を指定する場合は当該指針に基づき適切な経費執行が可能であり、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合は収支簿に相当)を英文で作成の上、JST へ提出できること。
- ・当該海外機関への間接経費の支払いが、直接経費の 30%を超えないこと。
- ・原則として、JST 指定の契約書様式において契約締結ができること。

VI. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。（主たる共同研究者については、申請時の受講・修了は必須とはしません。）

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は 39 ページをご覧ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む) を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

① 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。

(<http://edu.citiprogram.jp/jstreg7.html>)

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を申告してください。

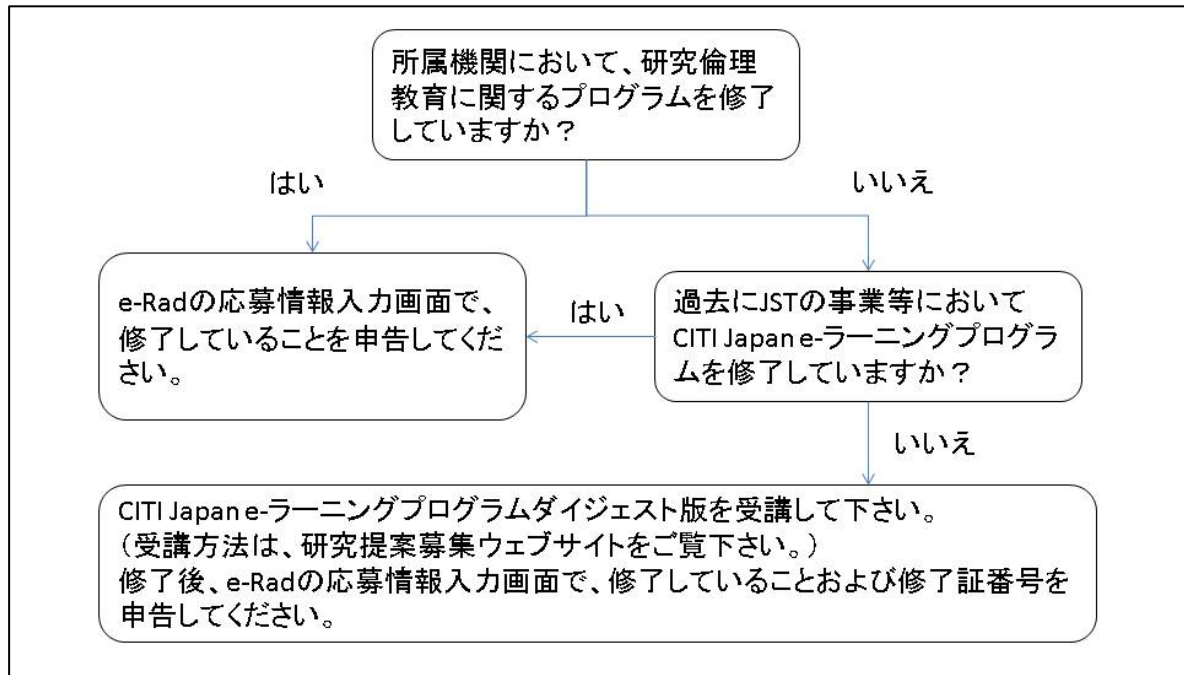
② ①において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、e-Rad の応募情報入力画面でその旨を申告するとともに、速やかに受講・修了してください。後日、JST 担当から提案者へ、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を電子メール等で確認します。申告期限は、研究提案締切後 30 日以内（平成 27 年 7 月 2 日（木）正午まで）です。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 研究公正室

E-mail: ken_kan@jst.go.jp

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、平成 25 年度以降、参画する研究者等に対して、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」において、JST が指定する単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成 27 年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての実施者に受講・修了していただきます。(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に CITI Japan e-ラーニングプログラムの JST 指定の単元を修了している場合を除きます。)

2. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

① 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

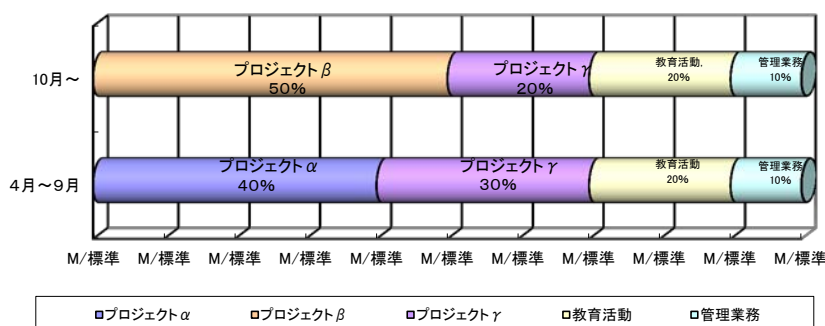
このため、本事業の応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

<エフォートの定義について>

- ・ 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ・ 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- ・ なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- ・ したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施。）



このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

3. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む。）には、研究提案書の様式に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載して頂きます。

上記内容に関して事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

4. 研究費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還を求めます。
- 本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※1}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。
- 文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省の競争的資金制度^{※2}、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、文部科学省関連の競争的資金等及び他府省の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む。）に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省の競争的資金制度^{※3}において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

※1「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用または不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

※2、3 他の具体的な対象制度については下記 URL をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

その他、平成 27 年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 および 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

5. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

○公的研究費の管理・監査の体制整備等について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為^{※1}又は不適正な経理処理等^{※2}(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

※1 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

※2 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

○「体制整備等自己評価チェックリスト」について

各研究機関※3は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合、研究実施は認められません。）

新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始（委託研究契約締結日）までに、下記ホームページの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※3 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。

チェックリストの提出にあたっては、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録を行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。チェックリストは、文部科学省の案内・ホームページで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

○「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます。)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

○公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

○不正行為等の報告および調査への協力等

研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。)があった場合は、研究機関における「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をJSTに報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてJSTと協議しなければなりません。

告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をJSTに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSTに報告する必要がある他、JSTの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告をJSTへ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を参照ください。

6. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

○ 提案書の取扱い

提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

○ e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の研究開発プロジェクトに関する情報(制度名、課題名、所属機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすること予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページ等において公開します。

○ 府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

7. 研究活動の不正行為に対する措置

- 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3. 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

（注）平成25年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成 24 年 10 月 17 日）を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました（施行日は平成 25 年 1 月 1 日）。上表の制限期間は、改正後のものです。

- 文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度(25 ページ※2 を参照。)、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）。
- 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度の担当(独立行政法人を含む。)に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度(25 ページ※2 を参照。)において申請及び参加が制限される場合があります。

8. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度(25 ページ※2 を参照。)において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 27 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成 26 年度以前に終了した制度においても対象となります。

9. 「国民との科学・技術対話」の推進について

『国民との科学・技術対話』の方針について（基本的取組方針）【平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員】を踏まえ、本事業に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。

なお、上記の基本的取組方針については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

10. 若手の博士研究員のキャリアパスについて

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）を踏まえ、本事業に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型研究資金）により、「若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的取り組みをお願いします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

11. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

12. 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。)。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒト ES 細胞の樹立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ・ ヒト ES 細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページ（ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」）をご参照ください。

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

13. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破

壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)があります。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- 経済産業省等のホームページで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishuka_nri03.pdf

14. 公正な研究を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 中村道治

JST の研究倫理の取組はこちらをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

15. ダイバーシティの推進について

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは JST ダイバーシティの取組 (<http://www.jst.go.jp/diversity/index.html>) をご覧ください。

J S Tはダイバーシティを推進しています！

J S Tは、平成 25 年 12 月 1 日付けで、ダイバーシティ推進室を新設しました。

J S Tのダイバーシティは、多様な人財が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。J S Tは、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

また、従来より実施している「出産・子育て等支援制度」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、J S Tはダイバーシティを推進しています。

J S Tのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、J S T職員だけでなく、J S T制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
人財部ダイバーシティ推進室 渡辺美代子

16. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測のホームページ <http://www.jst.go.jp/sentan/> をご覧ください。

ここをクリック

ここをクリック

実用化された研究開発ツールを検索できます

VII. 平成 27 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案公募 Q&A

研究倫理教育に関するプログラムの受講について

（研究倫理教育に関するプログラムの内容について）

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定しません。

（参考）平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することとが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST 研究公正室にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 研究公正室

E-mail: ken_kan@jst.go.jp

（プログラムの修了証明について）

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要がありますか。

A 提案時には提出の必要はありません。

（修了証番号の申告について）

Q CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref # が修了証番号です。



↑ CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー

2015/3/18
Completion Report

CITI Japan
Collaborative Institutional Training Initiative
CITI JAPAN PROGRAM

(CITI)

JST CREST申請用 カリキュラム 修了証
発行月日: 2015/03/18

受講者名: [REDACTED] (ユーザID: [REDACTED])
 所属機関: 独立行政法人科学技術振興機構(申請用)
 Email: [REDACTED]

責任ある研究行為ダイジェスト:

修了年月日 **03/16/15** (Ref # 4979413) ←修了証番号

必須教材名	完了日	クイズ結果
責任ある研究行為ダイジェスト	03/16/15	4/5 (80%)

上記の教材は、世界保健機構(WHO)の世界臨床研究倫理教育センターが運営するCollaborative Institutional Training Initiative (CITI) によってグローバル性が確認されています。
 この修了証はCITI Japanに参加している機関に所属している受講者に有効です。
 不正な情報提供や無許可でのEラーニングコース利用は、違法行為と見なされる場合があります。

NPO法人日米医学教育コンソーシアム

[戻る](#)

↑ 修了証見本

(CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合など、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

そのほか

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただくなどの調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

Q 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(研究開発費の記載について)

Q 提案書に記載する「研究開発プロジェクト／プロジェクト企画調査の規模」「研究開発費の見込み」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただしその場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者および主たる共同研究者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

(その他)

Q 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 下記ホームページをご覧ください。

・ 科学技術振興機構

<http://www.jst.go.jp/pr/info/info1069/index.html>

・ 社会技術研究開発センター提案募集

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

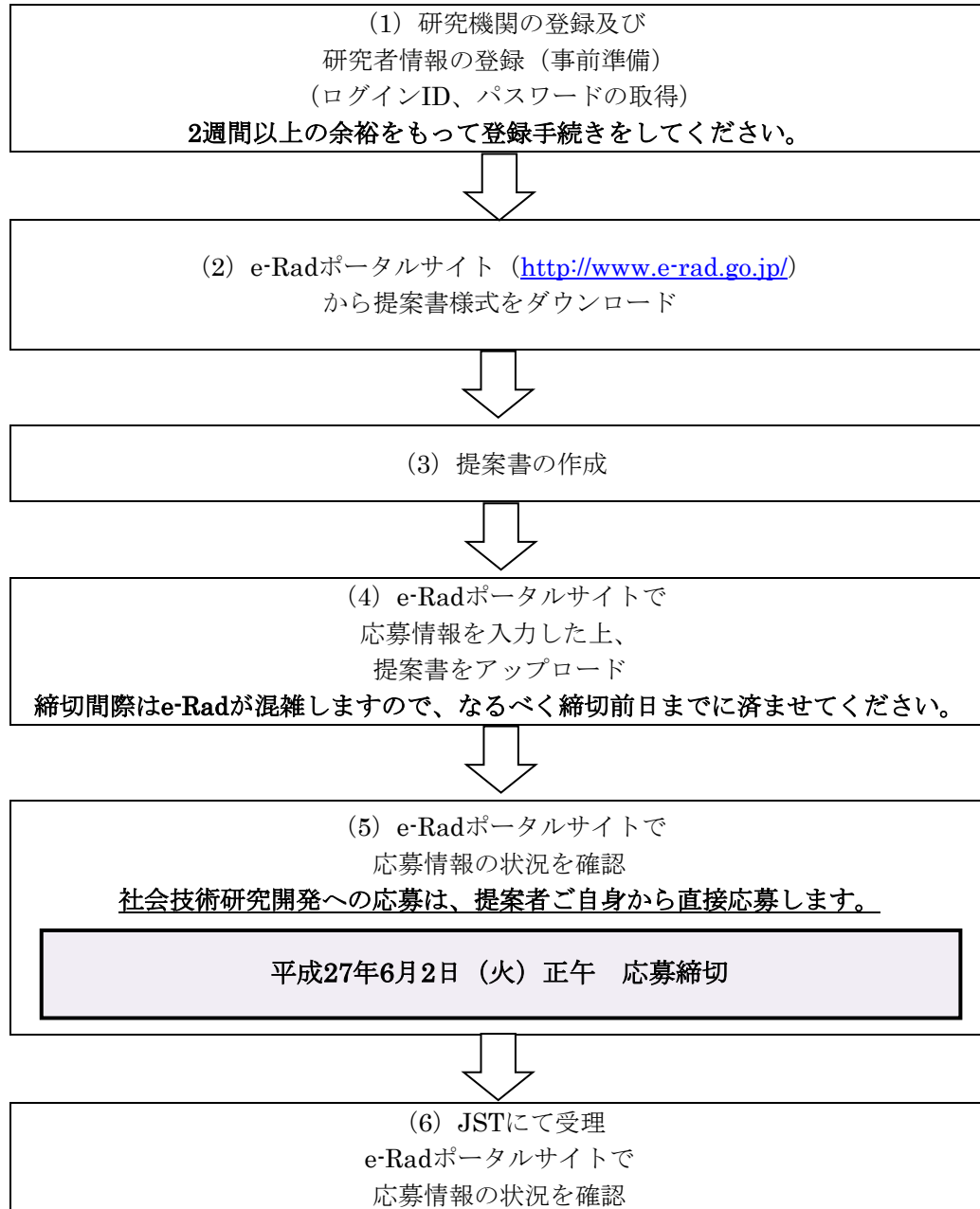
・ 「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域 WEB サイト

<http://www.ristex.jp/i-gene/index.html>

VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. e-Rad による応募

応募は、e-Rad を通じて行います。e-Rad を利用した応募の流れは下図の通りです。



府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは：

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Radの利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用が一時的に停止されることがあります。e-Radの運用が停止される場合は、e-Radポータルサイトにて予め告知されます。

(2) 問い合わせ先

制度に関する問い合わせはJSTにおいて、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにおいて受け付けます。社会技術研究開発センター提案募集ホームページ及びe-Radのポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。連絡先は5ページをご参照ください。

3. e-Radを利用した応募書類の作成・提出等

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Radの使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

① 研究機関の登録

- ・ 本領域に応募する提案者が所属する機関は、応募時までに研究機関としてe-Radに登録されている必要があります。
- ・ 研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

- ・ 「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本領域に応募する実施者は、研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります（研究代表者以外の主たる共同研究者は、応募の際には

e-RadのログインID、パスワードは不要です。ただし、採択時までには取得していただく必要があります。)。ポータルサイトに掲載されている研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

- ・ 機関に所属している提案者の情報は所属機関の事務担当者が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にe-Radに登録されています。科学研究費補助金制度で登録されたことがあるがe-Radを利用したことがない場合、研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

(2) 提案書の作成

研究提案書の作成に際しては、応募されるプログラムの募集要項をよくご確認ください。また、システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

- ・ 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ e-Radへ提出いただく提案書の電子ファイルの最大容量は1ファイルで5 MBです。それを超える要領のファイルは【募集担当E-mail : boshu@ristex.jp】へ問い合わせてください。
- ・ 電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューからも行うことができます。

PDF変換

実行

この画面では、Wordや一太郎の文書ファイルのPDFへの変換を行います。

- ・ 応募様式ファイルなど、申請を行うにあたって必要となる添付ファイル(申請様式ファイル)はPDF形式で提出を行う必要があります(システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だったWord等の形式のままでの提出は行えなくなりました)。
- ・ この機能は、e-Radにおける申請様式ファイルのPDF変換のために提供されているものです。
- ・ 本来の用途以外での利用の抑止のため、変換されたPDFファイルには「透かし」が表示されます。

PDF変換対象ファイル(必須)

【Word文書】
doc,docx

【一太郎】
jtd

参照...

windowsをお使いの方は、お使いのPCで利用できるPDF変換ソフトを提供しています。[ダウンロードはこちら](#)

- ・ 提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、【募集担当E-mail : boshu@ristex.jp】まで連絡してください。

- ・応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、募集要項を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。
- ・e-Radにて提出いただく提案書の電子ファイルにはパスワードを設定しないでください。また、「Word」については、変更履歴を削除してください。
- ・外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります(利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」(e-Radポータルサイトからダウンロード)を参照ください。)

(3) e-Radポータルサイトでの応募情報の入力と提案書の提出

1. 「公募選択」

公募中の公募一覧から本公募を選んでください。公募名を確認して、「応募情報入力」してください。

画面を表示してから経過した時間 (00:17:46) ヘルプ 改善要望

研究者二氏名 e-Rad

公募選択課題情報管理
☐ 公開中の公募一覧
☐ 応募課題情報管理
☐ 採択課題情報管理
☐ 応募状況照会(研究機関)
☐ 未処理一覧
☐ 処理済一覧
☐ 応募採択状況(エフォート)
 研究者・評価者情報修正
☐ PDF変換
☐ バッチ処理結果一覧
☐ 各種設定

公開中公募一覧

・「機関承認の有無」が「有」の場合、提出を行うためには研究機関の担当者による承認が必要です。「無」の場合は研究機関の担当者は経由せず、配分機関へ直接提出が行われます。
 ・「機関内締切日時」が設定されている場合には、機関内締切日時までに提出を行ってください。

【検索条件】

年度	配分機関	公募名	応募単位	機関承認の有無	公募内容	公募対象	応募総額上限値(千円)	締切日時	機関内締切日時	研究機関独自情報照会	詳細	応募情報入力
2015	配分機関2	公募3	研究機関	無	共同研究	地方公共団体	400	2012/12/31 22時00分	-		✓	✓
2013	配分機関2	公募名13	研究機関	無	研究助成 共同研究 委託研究 実証事業(フィールドテスト) 設備導入 補助 普及啓発事業 調査等 SBIR その他	企業(団体等を含む) 大学等 研究者・研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等 非営利団体 個人 その他	400	2013/12/31 00時00分	-		✓	✓

2. 「代表者情報確認」

8個のタブ(見出し)が画面に表示されます。そのうち、「代表者情報確認」「共通項目」「個別項目」「応募時予算額」「研究組織情報」「添付ファイルの指定」の6つのタブで開

かれる画面での入力等をお願いします。

応募情報登録	
一時保存	確認
以前の課題をコピーする	
入力チェック 提案書プレビュー 閉じる	
公募年度 / 公募名	2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /
代表者情報確認	共通項目
応募・受入状況	添付ファイルの指定
個別項目	応募時予算額
研究組織内連絡欄	研究組織情報
研究者番号	XXXXXXXX
研究機関名(必須)	〇〇機関 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。
部局名	〇〇〇〇部
職階	〇〇クラス
職名	〇〇教授
研究者氏名	漢字 〇〇 〇〇〇 フリガナ △△△△ △△△△
性別	男性
生年月日	9999年99月99日
メールアドレス	xxxxxxxxxx@xxxxxxxx.com

- ・ 提案書に記載した研究開発課題名を記入してください。
- ・ 複数の研究機関所属をお持ちの場合、今回の応募の主体となる機関を選択してください。

3. 「応募情報登録」

必須事項を記入・選択してください。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください。

応募情報登録	
一時保存	確認
以前の課題をコピーする	
入力チェック 提案書プレビュー 閉じる	
公募年度 / 公募名	2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /
代表者情報確認	共通項目
応募・受入状況	添付ファイルの指定
個別項目	研究組織内連絡欄
応募時予算額	研究組織情報
研究期間(必須)	(開始) 年度 ~ (終了) 年度 [最短研究期間: 1年 最長研究期間: 4年]
※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。	
研究分野(主)	細目名(必須) 検索 クリア キーワード1(必須) 未選択 キーワード2 未選択 キーワード3 未選択 キーワード4 未選択 キーワード5 未選択 その他キーワード1 その他キーワード2
研究分野(副)	細目名(必須) 検索 クリア キーワード1(必須) 未選択 キーワード2 未選択 キーワード3 未選択 キーワード4 未選択 キーワード5 未選択 その他キーワード1 その他キーワード2
研究目的(必須)	あと1000文字 ※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。 入力文字チェック
研究概要(必須)	あと1000文字 ※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。 入力文字チェック

4. 「個別項目」

- ・研究代表者については、ご連絡のとれる住所、電話、E-mail アドレスを記載してください。
- ・研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等の欄には、郵便物を受け取るのに必要な、住所以外の情報をすべて記載してください。該当する情報がない場合は、「なし」と記載してください。
- ・[確認]と記載された項目に関しては内容を良く確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては、「VI. 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（21、22 ページ）や Q&A（35、36 ページ）を参照してください。
- ・CITI ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

応募情報登録	
一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる	
公募年度 / 公募名	2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /
代表者情報確認	共通項目
応募・受入状況	添付ファイルの指定
	個別項目
	研究組織内連絡欄
	応募時予算額
	研究組織情報
研究代表者所属区分(必須)	☐ NPO ☐ 企業 ☐ 高専 ☐ 私大 ☐ 公大 ☐ 国大 ☐ 独法(国立研究開発法人を含む) ☐ 国研 ☐ 特殊 ☐ 公共団体 ☐ 公益 ☐ その他
研究代表者連絡先区分(必須)	☐ 勤務先 ☐ その他
研究代表者連絡先郵便番号(半角)(必須)	
研究代表者連絡先住所(必須)	
研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等	
研究代表者連絡先電話番号(半角)(必須)	
研究代表者連絡先E-mailアドレス(半角)(必須)	
[確認]本研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究参加者は、研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。(必須)	☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します
[確認]研究提案者及び研究参加者の本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓いますか。(必須)	☐ 不正行為が行われていないことを誓約します
[確認]研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください(CITI=CITI Japan e-ラーニングプログラム)(選択)(必須)	☐ 所属機関のプログラム(CITI含む)を修了している ☐ JST事業等でCITIを修了している ☐ CITIダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力) ☐ 未修了。修了次第、JSTへ連絡する(提案締切後30日以内)
[確認]CITIダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。(当該者は必須)	

5. 「応募時予算額」

応募予算を記載してください。

直接経費、間接経費とも 2015 年度から 2018 年度に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30%以内です。

公募年度 / 公募名		2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)	
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX /		

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

(単位:千円)		
直接経費	上限	(設定なし)
	下限	(設定なし)
間接経費	上限	0(直接経費の30%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

		(単位:千円)				
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
直接経費	直接経費(必須)					0
	小計	0	0	0	0	0
間接経費	間接経費(必須)					0
合計		0	0	0	0	0

6. 「研究組織情報登録」

研究代表者の方についてののみ、必須欄を記入してください。欄の追加はしないでください。

公募情報登録		入力チェック		提案書プレビュー		閉じる	
代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報			
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄					

研究組織メンバーへの公開(必須)	☒ 公開しない ☐ 公開する
------------------	---

※「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバーが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。
一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。

(単位:千円)			
応募時予算額	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
差額(未入力額)＝初年度予算額－このタブでの入力額

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	研究機関	機関(必須)	部門	専門分野(必須)	学位	役割分担(必須)	直接経費(千円)(必須)	間接経費(千円)(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
			研究代表者	XXXXXXXX	(姓)○○ (名)○○	○○○○部	○○機関				○○学位					
				(姓)△△△△ (名)△△△△	○○クラス											
				△△△△	○○長											

追加 上へ移動 下へ移動 削除

7. 「添付ファイルの指定」

記入した提案書の PDF ファイルをアップロードしてください。

e-Rad のシステムで PDF ファイルを作る場合は、e-Rad の操作マニュアルを確認してください。

http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06_02_03.pdf

すべてのタブ上での記入・登録・アップロードがすみましたら、左上の「確認」をクリックしてください。

確認画面で確認した後、以下の画面の通り、実行をクリックすると提出完了です。

8. 「応募状況の確認」

「応募状況一覧」のページにて、「配分機関」「処理中」に 1 が付いていることを確認ください。

画面を表示してから経過した時間 (00:00:04) ? ヘルプ 改善要望

【検索条件】

制度名: [選択] 事業名: [部分一致] 検索 公募名: [部分一致] 検索 年度: 2012 年度 公開終了後の公募: ☒ すべて ☐ 現在公開中の公募のみ ☐ 公開終了後の公募のみ

検索 検索条件クリア

公募名	締切日	申請者		研究機関	配分機関			総応募数
		一時保存	処理中	処理中	処理中	取下	不受理	
研究者承諾必要公募7	2013/12/31 00:00	0	0	1	0	0	0	0
研究者公募11	2013/12/31 00:00	0	1	2	1	0	0	0
研究者単位公募1.2	2013/12/31 00:00	1	0	0	1	0	0	2
公募名A(研究者)	2012/12/31 22:00	1	0	0	0	0	0	0
公募a	2012/12/31 22:00	1	0	0	0	0	0	0
公募O	2012/12/31 20:00	5	0	0	0	0	0	1

応募締切日より 1週間以内 に JST による受理作業を行います。受理されると 1 が「受理」に移ります。JST から文書、メール等による受理通知は行いません。

その他、e-Rad の一般的な操作方法については、必要に応じて、e-Rad の操作マニュアルを確認してください。

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

(応募締切日時)

平成27年6月2日（火）正午

IX. 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクトもしくはプロジェクト企画調査の提案書の作成をお願いします。

- ※ 「提案書【一次選考用】」（49、50 ページ）について、必要事項をもれなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※ 「研究開発プロジェクト提案書【二次選考用】」（51～64 ページ）及び「プロジェクト企画調査提案書【二次選考用】」（65～78 ページ）の電子ファイルは、募集締め切り後に社会技術研究開発センターのホームページ（URL：5 ページ）上に掲載します。
- ※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案書【一次選考用】

課題名 (仮題可／～25 字程度)	二次選考の提案時までには再考の上で変更可能です		
応募研究開発 プログラム	持続可能な多世代共創社会のデザイン		
フリガナ 研究代表者氏名		生年月日 (西暦)	年 月 日 (歳) 2015 年 4 月 1 日現在
所属機関	フリガナ 所在地	〒 Tel: E-mail:	
	機関名 部署名		役職名
研究者番号 (研究代表者)			
連絡先	() 所属機関 ・ () その他 通常連絡を受ける場所に○を付記してください ※その他の場合には、その連絡先を記入してください。 住所 〒 Tel : E-mail : ※緊急の連絡をする場合もありますので、差し支えなければご記入ください。 自宅 Tel: 携帯 Tel:		

提案枠	() プロジェクト () 企画調査 (いずれかに○) 募集要項中の「Ⅲ. 研究開発領域の概要と募集の枠組み」(8～11 ページ) 等をご覧ください
領域主催ワーク ショップ参加状況	() 第 1 回 (3/15) () 第 2 回 (5/10) ・平成 27 年 3 月 15 日、5 月 10 日開催の「提案募集に向けたワークショップ」を指します ・研究代表者もしくは主要な実施者が参加した場合に、参加した回に○を付記してください
期間・規模	研究開発期間 _____ 年間 / 総研究開発費（直接経費）_____ 千円

- ・応募時点の想定でかまいません。選考過程において変更可能です
- ・研究開発期間は、プロジェクトの場合は「3 年間」、企画調査の場合は「半年間」と記載してください
- ・研究開発費の上限等は「平成 27 年度における募集の枠組み」(9～10 ページ) を参照してください
- ・プロジェクトの場合、「総研究開発費」は、3 年間の総額を記載してください

※ e-Rad システム内では「分野」「キーワード」も選択していただきますが、提案概要との整合性は評価基準には含まれません。提案に近いと思われるものを適宜選択してください。

- 以下の 1～4 について、A4 サイズ、2 枚以内にまとめてください。様式のページレイアウト（フォントサイズ 10.5、42 文字×42 行、その他行間の設定等）は原則として変更しないでください。
- 一次提案においては、目指すものや構想の概要を分かりやすく記載してください。具体的な構想については、二次提案の際に提出いただく提案書で記載いただきます。
- 『任意』とした項目を記載しない場合は、項目名を残したまま、空欄としてください。

提案の概要

課題名			
研究代表者	氏名・所属機関・所属部署・役職を記載してください		
研究開発期間	年	研究開発費	千円
対象地域	上段に具体的な地域名を記載し、下段で該当するものに○を記載してください		
	() 大都市近郊	() 地方中小都市	() 東日本大震災・被災地
	() 都市－地方連携	() その他	
キーワード	内容を端的に表すキーワード（単語）を 5 つ以内で自由に記載してください		

1. 解決すべき都市・地域の具体的な問題とその原因、ボトルネック

本提案が対象とする、都市・地域が抱える問題が何か、既存の社会システムや取り組みでは解決できない具体的な原因やボトルネックについて、半ページ以下で分かりやすく記載してください。

2. 本提案における持続可能な都市・地域のビジョン

本提案では、最終的にどのような都市・地域を実現しようとしているのか、何をどうしていけば都市・地域の持続可能性に結びつくと考えているのかについて、半ページ以下で分かりやすく記載してください。

3. ビジョンを実現するためのプロセスと体制、そこにおける多世代共創

都市・地域が、1 で記載した問題を抱える現状から 2 で記載したビジョンに変容していくまでの想定するプロセスを簡潔に記載するとともに、3 年間のプロジェクトではどこまでを達成しようとしているのか、どのようなアプローチや体制で取り組もうとしているのかを記載してください。その際、本提案による「どのような成果」が「誰（人・組織等）」に活用され、「どのような行動変容」が起こることで地域が変容していくのか、そのストーリーを記載してください。

また、どのような多世代共創で（世代の捉え方と共創の方法）、何を co-creation することを促そうとしているのか（共創によって生み出すもの）、本提案における多世代共創とはどのようなものかが分かるように記載してください。

※ 企画調査については、上記について可能な限り記載した上で、プロジェクト提案に向けて現時点では不足しており、本企画調査の中で具体化・明確化しようとしている点何かを記載してください。

※ 体制については、どのような立場・専門性の方が、どのような形で参加（あるいは協力）するのか、提案段階で了承が得られていない場合にはその見通しについて、可能な限り具体的に記載してください。

4. アピールポイント【任意】

本提案の新規性（既存の取り組みや類似の研究との違い）や、問題に取り組む実践家と研究者とが共に提案を育んでいる場合、成果がプロジェクト終了後も他地域で実装される可能性、国際的な展開の可能性などがあれば、簡潔に記載してください。

【作成・提出にあたってのお願い】

- ・ 本説明も含むすべての説明文（青字のテキスト）および表の記載例を削除してご提出ください。
- ・ フッター中央にページ番号を入れてご提出ください。
- ・ 基本的なレイアウト（フォント、文字サイズ、行間など）は可能な限り様式のままで作成してください。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
研究開発プロジェクト提案書【二次選考用】

※ 一次選考時より変更のない場合は内容を転載いただいても結構です。

プロジェクト名 (~25 字程度)	二次選考の提案時までには再考の上で変更可能です		
応募研究開発 プログラム	持続可能な多世代共創社会のデザイン		
フリガナ 研究代表者氏名	シャカイ ハナコ 社会 花子	生年月日 (西暦)	年 月 日 (歳) 2015 年 4 月 1 日現在
所属機関	フリガナ 所在地	〒 Tel: E-mail:	
	機関名 部署名		役職名
研究者番号 (研究代表者)			
連絡先	() 所属機関 ・ () その他 通常連絡を受ける場所に○を付記してください。 ※その他の場合には、その連絡先を記入してください。 住所 〒 Tel : E-mail : ※緊急の連絡をする場合もありますので、差し支えなければご記入ください。 自宅 Tel: 携帯 Tel:		

提案枠	(○) プロジェクト () 企画調査 (いずれかに○)
領域主催ワーク ショップ参加状況	() 第1回(3/15) () 第2回(5/10) ・平成27年3月15日、5月10日開催の「提案募集に向けたワークショップ」についてです。 ・研究代表者もしくは主要な実施者が参加した場合に、参加した回に○を付記してください。
期間・規模	研究開発期間 3 年間 / 総研究開発費（直接経費） 千円

- ・現時点の想定でかまいません。選考過程において変更可能です。
- ・「総研究開発費」は、3年間の総額を記載してください。
上限：90,000 千円 (30,000 千円/年)

【様式1】研究開発プロジェクトの要旨

※ 一次選考用の概要版および様式3を基に、【様式1】を **A4用紙1枚以内**で記載してください。

プロジェクト名			
研究代表者	氏名・所属機関・所属部署・役職を記載してください。		
研究開発期間	3 年	総研究開発費	千円
対象地域	上段に具体的な地域名を記載し、下段で該当するものに○を記載してください。 ()大都市近郊 ()地方中小都市 ()東日本大震災被災地 ()都市－地方連携 ()その他		
キーワード	内容を端的に表すキーワード（単語）を3～5つ以内で自由に記載してください。		

【研究開発プロジェクトの要旨】

■解決すべき都市・地域の具体的な問題とその原因、ボトルネック

400字以内で端的に記載してください。

■本提案における持続可能な都市・地域のビジョン

本提案では、最終的にどのような都市・地域を実現しようとしているのか、何をどうしていけば都市・地域の持続可能性に結びつくと考えているのかについて、簡潔に記載してください。

■ビジョンを実現するためのプロセスと体制、そこにおける多世代共創

都市・地域が、現状から目指すビジョンに変容していくまでの想定するプロセスを簡潔に記載するとともに、3年間のプロジェクトではどこまでを達成しようとしているのか、どのようなアプローチや体制で取り組もうとしているのか、本提案における多世代共創とはどのようなものかについて記載してください。

最後に、＜本プロジェクトの達成目標＞を箇条書きで記載してください。

（記載例）

○○○○・・・・・・
○○○○○○○。

＜本プロジェクトの達成目標＞

- ・○○○
- ・○○○
- ・○○○

【様式2】研究開発プロジェクトの実施体制(1)

－実施体制の構成図－

- ※ 研究開発プロジェクトの実施体制・役割が簡単に分かるように、**A4用紙1枚**に図示してください。
- ※ 研究開発の実施項目を単位として、グループ構成やグループ間の関係が分かるように記載してください。尚、グループは一つでも複数でも構いませんが、いずれもマネジメントの体制が分かるように記載してください。
- ※ 実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ※ 各グループの分担する研究開発の項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。企画調査代表者がグループリーダーを兼ねても結構です。
- ※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の実施者が属するのかを、以下のように記載してください。

<実践者>

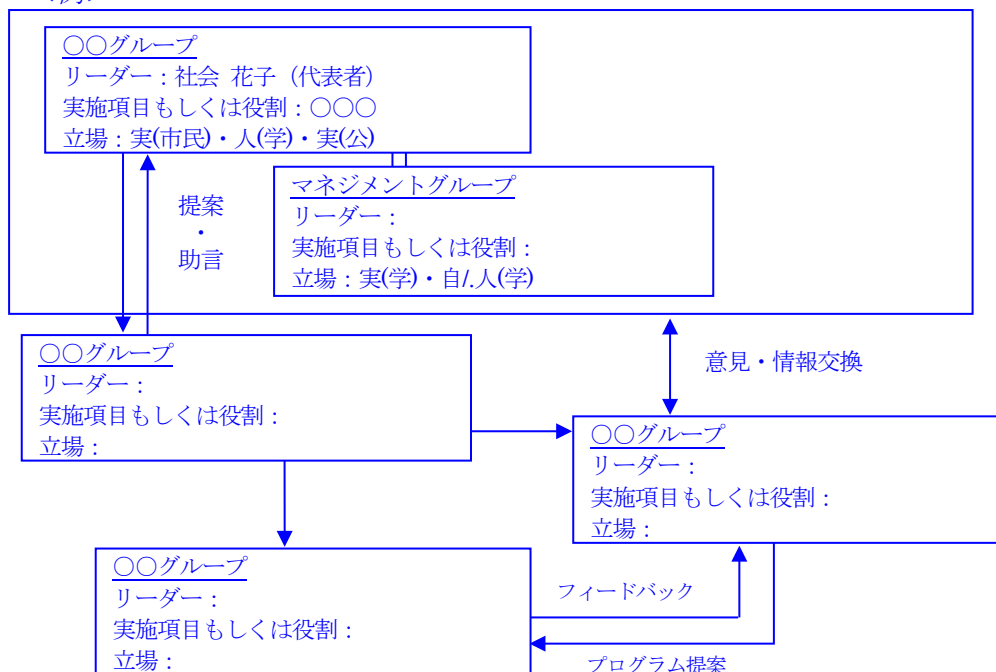
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 実(公)
NPO、NGO、自治会等	→ 実(市民)
企業等の産業界	→ 実(産)
大学等	→ 実(学)

<研究者>

系・所属を下記の中から選び、組み合わせて記載してください。記載例： 自(学)、人(公)、自/人(産)、人(市民)

系	立場
自然科学系(医学・工学等含む) → 自	大学等 → 学
人文・社会科学系 → 人	公的試験研究機関 → 公
またがる場合 → 自/人	企業等の産業界 → 産
	NPO、NGO等 → 市民

<例>



研究開発に協力する関与者（協力者）

氏名	所属	役職（または組織名）	本提案の研究開発への協力内容
△△市役所	△△部長		○○○○実施の助言、協力
○○町内会			○○実施の協力
○○ ○○	△△大学△△学部	教授	○○○検討委員会 外部専門家

【様式 3】 研究開発プロジェクトの構想

※ 評価者が理解しやすいように記載してください。必要に応じて図や表を用いてください。

※ 1～7. までで、A4 用紙 10 枚以内 とします。

1. 解決すべき都市・地域の具体的な問題とその原因、ボトルネック

※ 本提案が対象とする、都市・地域が抱える問題が何か、既存の社会システムや取り組みでは解決できない具体的な原因やボトルネックについて、分かりやすく記載してください。その際、これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ問題解決できないのか、それらの課題について具体的に記載してください。

2. 本提案における持続可能な都市・地域のビジョン

※ 本提案では、最終的にどのような都市・地域を実現しようとしているのか、何をどうしていけば都市・地域の持続可能性に結びつくと考えているのかについて、分かりやすく記載してください。

3. ビジョンを実現するためのプロセスと体制、そこにおける多世代共創

- ※ 都市・地域が、1 で記載した問題を抱える現状から 2 で記載したビジョンに変容していくまでの想定するプロセスを簡潔に記載するとともに、3 年間のプロジェクトではどこまでを達成しようとしているのか、どのようなアプローチや体制で取り組もうとしているのかを記載してください。その際、本提案による「どのような成果」が「誰（人・組織等）」に活用され、「どのような行動変容」が起こることで地域が変容していくのか、そのストーリーを記載してください。また、どのような多世代共創で（世代の捉え方と共創の方法）、何を co-creation することを促そうとしているのか（共創によって生み出すもの）、本提案における多世代共創とはどのようなものかが分かるように記載してください。
- ※ 体制については、どのような立場・専門性の方が、どのような形で参加（あるいは協力）することが必要なのか、その概要を記載してください。

4. 研究開発プロジェクトの達成目標

- ※ 本プロジェクトが期間内に達成しようとする具体的な達成目標を、簡潔に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。
- ※ 単に、「〇〇システムを開発する」というような、活動や成果物（アウトプット）だけを記載するのではなく、「住民の〇〇が増加する」というような、活動や成果物による都市・地域への効果（アウトカム）を必ず記載してください。

5. 研究開発プロジェクトの具体的な内容と計画

(1) 研究開発プロジェクトの実施内容、マイルストーン

- ※ 4 に記載した達成目標に向けて、どのような問題の関与者と、どのような方法で、何をするのか、プロジェクトの具体的な内容を記載してください。
- ※ (2) スケジュールに記載する実施項目の内容・計画および、実施項目間の関係性が分かるように記載してください。

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域
研究開発プロジェクト提案書様式【二次選考用】

- ※ 実施項目は、様式 2 および様式 4 との整合性を図ってください。
- ※ 各実施項目におけるマイルストーン(いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる行程や指標)を記載してください。

(2) 研究開発プロジェクトのスケジュール

- ※ 本プロジェクトの主なスケジュールを記載してください。実施項目は(1)の内容に従って記載してください。
以下は記載例です。内容に応じて編集してください。

<記載例>

実施項目	平成27年度 (H27.10～ H28.3)	平成28年度 (H28.4～ H29.3)	平成29年度 (H29.4～ H30.3)	平成 30 年度 (H30.4～ H30.9)
地域の問題点・ニーズの 深堀調査	↔			
〇〇モデルの構築と評価 方法の具体化	↔			
〇〇手法の開発と地域で の実践	↔		↔	↔
〇〇システムの開発と〇 〇での実証		↔		
〇〇モデルの地域への効 果検証			↔	↔
法制度的検討・政策提言				↔
成果の実装に向けた仕組 みづくり	↔	↔	↔	↔

(3) 社会実装に向けた成果の一般化・体系化

- ※ 成果を他地域等で活用・展開するために、プロジェクトの活動や成果を、どのように一般化・体系化するのかを記載してください。

(4) 研究開発プロジェクトを実施する上での課題と対応

- ※ 本プロジェクトを実施する上で克服すべき課題や困難が予想される点と、それらへの対応策について、①研究開発、②社会実装の側面からそれぞれ記載してください。
- ※ 領域マネジメントグループ(総括、アドバイザー、RISTEX)に助言・協力を求めたいことがあれば記載してください。

6. 研究開発プロジェクト実施の準備状況

(1) 研究開発プロジェクトと関連するこれまでの研究開発や取り組みの経緯と成果

※ 提案者自身(必要に応じて本プロジェクトの参加者)のこれまでの研究開発や実践的な取り組みのうち、本提案の準備として有効なものおよび成果と、本プロジェクトへの活用方法や関連について記載してください。

(2) 研究開発実施者間および、問題解決に取り組む人々と研究開発実施者との連携体制

※ 現時点でのプロジェクト実施者間、および実施者と地域で問題解決に取り組む人々との関係性の構築状況、今後の見込みについて記述してください。

(3) その他の予備的な知見やデータ

※ その他予備的な知見やデータがあれば記載してください。

7. 研究開発プロジェクト成果の活用・展開と将来展望

(1) 研究開発プロジェクト成果の社会実装に関する構想

※ プロジェクト終了後に、成果を、誰が、どのように、対象とする地域や他の地域、組織等へ普及・展開しているかと考えているのか、社会実装の道筋の想定を記載するとともに、他地域への展開や普及の可能性・見込みについて記載してください。

(2) 研究開発プロジェクト成果の波及効果

※ 本プロジェクトを端緒として、間接的に社会に及ぼす様々な波及効果や、学術・研究分野への波及効果について記載してください。

8. 研究開発プロジェクトを実施する上での人権の保護および法令遵守への対応

※ 研究開発を実施するにあたり、相手方の同意を必要とするものや、個人情報を取り扱う研究、倫理審査や安全対策が必要なる研究等が想定される場合には、どのような対応を行う予定か、すでに対応を行っている場合にはその状況について記載してください。

【様式4】 研究開発プロジェクトの実施体制(2)
ーマネジメント体制およびグループごとの実施者と実施項目の概要ー

1. マネジメント体制

※ 多様なステークホルダーとの調整やプロジェクト全体の進捗管理および成果のとりまとめに向けて、研究代表者と共にプロジェクトを支えるマネジメントの体制について簡潔に説明し、担当者を表に記載してください。

<記載例>

〇〇〇〇〇・・・・・・・・・〇〇〇〇〇〇〇〇。

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	マネジメント上の役割	立場
研究代表者 社会 花子	NPO 法人〇〇	代表	〇〇%	調査方針等の決定、領域との対話・調整	実(市民)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	URA		進捗管理、報告書取り纏め、領域との対話・調整	実(学)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	研究員		グループ間、協力者への連絡・調整	自/人(学)

2. グループごとの概要

2-1. 〇〇〇〇グループ

(1)実施項目

※ 様式 3、5(2)のスケジュールに記載した実施項目の中から記載してください。

(2)本グループの位置づけ

※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。全体で、5 行以内にまとめてください。

(3)研究開発プロジェクトの実施者

<記載例>

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究代表者 社会 花子	NPO 法人〇〇	代表	〇〇%	統括／企画検討ワークショップの設計・実施	実(市民)
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇課			地域との調整、ニーズ探索	実(公)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	教授		〇〇研究の設計・研究者の探索	人(学)
研究員 〇名					

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域
研究開発プロジェクト提案書様式【二次選考用】

- ※ 実施者は実際にプロジェクトを行う人であり、協力者とは異なります。
- ※ 実施者は複数のグループに所属することができます。
- ※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。
- ※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該プロジェクト企画調査の実施に必要なとなる時間の配分率(%)を記載してください。
- ※ 「立場」は、様式 2 の注釈に従い、記載してください。
- ※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 ○名」「アルバイト ○名」といった記載でも構いません。
- ※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(4) グループへの協力者

- ※ 本プロジェクトの実施において、協力を得ることが了解されている人や団体がすでにある場合に記載してください。
- ※ 本プロジェクトの実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

＜記載例＞

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本プロジェクト企画調査への協力内容	これまでの 協力関係の有無
〇〇町内会	〇〇実施の協力	有
〇〇 〇〇 △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	〇〇に関する助言、連携調整	無
〇〇 〇〇 △△大学△△学部教授	〇〇に関する助言、協力	有

2-2. 〇〇〇〇グループ

- ※ 以下同様に、複数グループでプロジェクトを実施する場合には、フォーマットを適宜増やしてください。

(1) 実施項目

(2) 本グループの位置づけ

(3) 研究開発プロジェクトの実施者

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場

【様式 5】 関連する取り組みリスト(研究代表者)

※ A4用紙 1 枚でまとめてください。

氏名	
〈経歴〉 ※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。	
〈主要な実績〉 ※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち、<u>この提案内容に関連するもの 5 件以内</u>を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に＊印を付けてください。 ＜著書・学術論文等の成果の場合＞ (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) ＜取り組みの成果の場合＞ (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)	
〈RISTEX における研究開発への参画経験〉 ※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしプログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかを簡潔に記載してください。	

【様式 6】 関連する取り組みリスト(グループリーダー)

※一人につき A4 用紙 1 枚以内でまとめてください。

氏名	
〈経歴〉 ※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。	
〈主要な実績〉 ※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの 5 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。グループリーダー本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に＊印を付けてください。 ＜著書・学術論文等の成果の場合＞ (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) ＜取り組みの成果の場合＞ (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)	
〈RISTEX における研究開発への参画経験〉 ※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしプログラム名、プロジェクト名、研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかを簡潔に記載してください。	

【様式 7】 研究開発費の見込み

- ※ 費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに記入してください。
- ※ 面接選考時には、機関ごとのもの等、さらに詳細な計画を示していただきます。
- ※ 採択後に研究開発費の見直しをお願いすることがあります。
- ※ 研究開発費の費目と使途は以下の通りです(18 ページも参照してください)。
- 物品費／設備備品費: 設備・備品を購入するための経費
- 物品費／消耗品費: 材料・消耗品を購入するための経費 人件費・謝金: 研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金
- (研究員等の数): 雇用する予定の研究員、アルバイトの人数
- 旅費: 研究代表者や研究実施者の旅費
- ※ その他: 上記以外の経費(研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等)

○費目別の研究開発費の見込み(プロジェクト全体)

〈記載例〉

(単位: 千円)

	1 年度 (H27.10～ H28.3)	2 年度 (H28.4～ H29.3)	3 年度 (H29.4～ H30.3)	最終年度 (H30.4～ H30.9)	合計
物品費／設備備品費	450	1,100	0	0	1,550
主な使途	解析ソフト、 PC (解析用)				
物品費／消耗品費	500	2,000	2,500	700	5,700
主な使途	ワークショップ 用品				
人件費・謝金 (研究員等の数)	3,000 (1)	10,500 (2)	10,500 (2)	7,000 (2)	31,000
主な使途	〇〇に関する 専門家の招聘				
旅費	250	2,250	2,700	1,500	6,700
主な使途	〇〇地区現地 調査				
その他	800	1,500	1,600	800	4,700
主な使途	シンポジウム 開催				
合計	5,000	17,350	17,300	10,000	49,650

※ 「主な使途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

○特記事項

- ※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。但し、特定の費目が研究開発費総額の 50%を越える場合は、その理由をお書きください。

【様式 8】 他制度での助成等の有無

※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究費の額、役割等を記入してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※ 面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

〈記載例〉

研究代表者(提案者)氏名: ○○ ○○

制度名 ¹⁾	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ²⁾ (期間全体) ②研究費 (H27 年度) ③研究費 (H28 年度) ④研究費 (H29 年度)	役割 ³⁾ (代表/分担)	エフォート (%) ⁴⁾
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○ ○ ○○	H26 ～ H30	① 10,000 千円 ② 2,000 千円 ③ 2,000 千円 ④ 2,000 千円	代表	10
(申請中)○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○ ○ ○○	H27	① 1,000 千円 ② 1,000 千円 ③ 0 千円 ④ 0 千円	分担	5
⁵⁾					

1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。

2) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。

3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。

4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。

5) 必要に応じて行を増減してください。

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域
研究開発プロジェクト提案書様式【二次選考用】

グループリーダー氏名： △△ △△

制度名 ¹⁾	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ²⁾ (期間全体) ②研究費 (H27 年度) ③研究費 (H28 年度) ④研究費 (H29 年度)	役割 ³⁾ (代表/分担)	エフォート (%) ⁴⁾
△△財団公募事業	○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○	H27 — H30	① 4,000 千円 ② 1,000 千円 ③ 1,000 千円 ④ 1,000 千円	分担	5
			① ② ③ ④		
⁵⁾					

グループリーダー氏名： □□ □□

制度名 ¹⁾	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ²⁾ (期間全体) ②研究費 (H27 年度) ③研究費 (H28 年度) ④研究費 (H29 年度)	役割 ³⁾ (代表/分担)	エフォート (%) ⁴⁾
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究	○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○	H26 — H28	① 3,000 千円 ② 1,200 千円 ③ 1,000 千円 ④ 0 千円	代表	10
			① ② ③ ④		
⁵⁾					

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等に記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。
- 2) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。
- 3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 5) 必要に応じて行を増減してください。

【様式 9】 特記事項

※本領域に応募した理由、プロジェクトの実施に際してのご希望、ご事情その他、評価者に伝えたい内容等について、A4 用紙 1 枚以内で自由に記入してください。

※本提案の成果の受け手や社会実装の担い手となりうる主要なステークホルダー(自治体、学校、自治会、市民団体、企業等)から、本提案への期待や協力体制等についてのコメントやアピールがある場合には、別添資料として提出してください。様式は指定のもので、各組織につき A4・1 枚以内とします。

※海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。

※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください。

【作成・提出にあたってのお願い】

- ・ 本説明も含むすべての説明文（青字のテキスト）および表の記載例を削除してご提出ください。
- ・ フッター中央にページ番号を入れてご提出ください。
- ・ 基本的なレイアウト（フォント、文字サイズ、行間など）は可能な限り様式のままで作成してください。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
プロジェクト企画調査提案書【二次選考用】

※ 一次選考時より変更のない場合は内容を転載いただいても結構です。

企画調査名 (仮題/～25 字程度)	二次選考の提案時までには再考の上で変更可能です。		
応募研究開発 プログラム	持続可能な多世代共創社会のデザイン		
フリガナ 研究代表者氏名	シャカイ タロウ 社会 太郎	生年月日 (西暦)	年 月 日 (歳) 2015 年 4 月 1 日現在
所属機関	フリガナ 所在地	〒 Tel: E-mail:	
	機関名 部署名		役職名
研究者番号 (研究代表者)			
連絡先	() 所属機関 ・ () その他 通常連絡を受ける場所に○を付記してください。 ※その他の場合には、その連絡先を記入してください。 住所 〒 Tel : E-mail : ※緊急の連絡をする場合もありますので、差し支えなければご記入ください。 自宅 Tel: 携帯 Tel:		

提案枠	() プロジェクト (○) 企画調査
領域主催ワーク ショップ参加状況	() 第 1 回 (3/15) () 第 2 回 (5/10) ・平成 27 年 3 月 15 日、5 月 10 日開催の「提案募集に向けたワークショップ」についてです。 ・研究代表者もしくは主要な実施者が参加した場合に、参加した回に○を付記してください。
期間・規模	研究開発期間 半年間 / 総研究開発費（直接経費） _____ 千円

【様式 1】プロジェクト企画調査の要旨

※ 一次選考用の概要版および様式 3 を基に、【様式 1】を **A4 用紙 1 枚以内** で記載してください。

企画調査名			
研究代表者	氏名・所属機関・所属部署・役職を記載してください。		
研究開発期間	約 6 か月	総研究開発費	千円
対象地域	上段に具体的な地域名を記載し、下段で該当するものに○を記載してください。 ()大都市近郊 ()地方中小都市 ()東日本大震災被災地 ()都市－地方連携 ()その他		
キーワード	内容を端的に表すキーワード（単語）を 3～5 つ以内で自由に記載してください。		

【プロジェクト企画調査の要旨】

■解決すべき都市・地域の具体的な問題とその原因、ボトルネック

400 字以内で端的に記載してください。

■本提案における持続可能な都市・地域のビジョン

本提案では、最終的にどのような都市・地域を実現しようとしているのか、何をどうしていけば都市・地域の持続可能性に結びつくと考えているのかについて、簡潔に記載してください。

■ビジョンを実現するためのプロセスと体制、そこにおける多世代共創

都市・地域が、現状から目指すビジョンに変容していくまでの想定するプロセスを簡潔に記載するとともに、3 年間のプロジェクトではどこまでを達成しようとしているのか、どのようなアプローチや体制で取り組もうとしているのか、本提案における多世代共創とはどのようなものかについて、現時点で可能な限り記載してください。

その上で、プロジェクト提案に向けて現時点で不足しており、本調査の中で具体化・明確化しようとしている点があれば簡潔に記載してください。最後に、＜本企画調査の達成目標＞を箇条書きで記載してください。

（記載例）

○○○○・・・・・・
○○○○○○○。

＜本企画調査の達成目標＞

- ・○○○
- ・○○○
- ・○○○

【様式2】プロジェクト企画調査の実施体制(1)

－実施体制の構成図－

- ※ プロジェクト企画調査の実施体制・役割が簡単に分かるように、A4用紙1枚に図示してください。
- ※ 調査の項目を単位として、グループ構成やグループ間の関係が分かるように記載してください。尚、グループは一つでも複数でも構いませんが、いずれもマネジメントの体制が分かるように記載してください。
- ※ 実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ※ 各グループの分担する調査項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。企画調査代表者がグループリーダーを兼ねても結構です。
- ※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の実施者が属するのかを、以下のように記載してください。

<実践者>

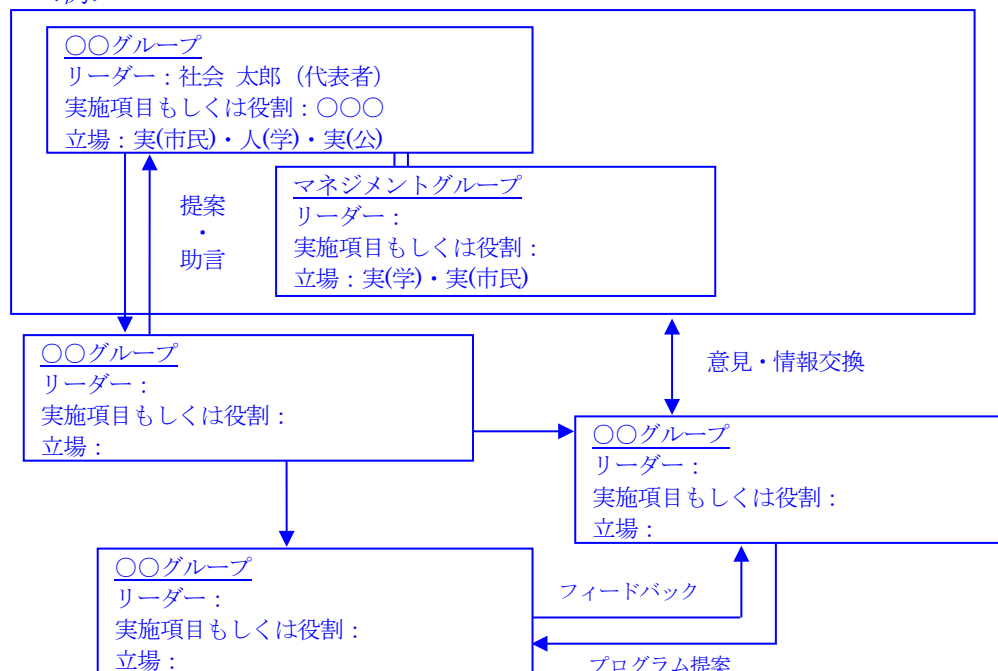
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 実(公)
NPO、NGO、自治会等	→ 実(市民)
企業等の産業界	→ 実(産)
大学等	→ 実(学)

<研究者>

系・所属を下記の中から選び、組み合わせて記載してください。記載例：自(学)、人(公)、自/人(産)、人(市民)

系	立場
自然科学系(医学・工学等含む) → 自	大学等 → 学
人文・社会科学系 → 人	公的試験研究機関 → 公
またがる場合 → 自/人	企業等の産業界 → 産
	NPO、NGO等 → 市民

<例>



企画調査に協力する関与者（協力者）

氏名	所属	役職（または組織名）	本提案の企画調査への協力内容
△△市役所	△△部長		○○○○実施の助言、協力
○○町内会			○○実施の協力
○○ ○○	△△大学△△学部	教授	○○○検討委員会 外部専門家

【様式 3】プロジェクト企画調査の構想

※ 評価者が理解しやすいように記載してください。必要に応じて図や表を用いてください。

※ 1～7. までで、A4 用紙 7 枚以内 とします。

1. 解決すべき都市・地域の具体的な問題とその原因、ボトルネック

※ 本提案が対象とする、都市・地域が抱える問題が何か、既存の社会システムや取り組みでは解決できない具体的な原因やボトルネックについて、分かりやすく記載してください。その際、これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ問題解決できないのか、それらの課題について具体的に記載してください。

2. 本提案における持続可能な都市・地域のビジョン

※ 本提案では、最終的にどのような都市・地域を実現しようとしているのか、何をどうしていけば都市・地域の持続可能性に結びつくと考えているのかについて、分かりやすく記載してください。

3. ビジョンを実現するためのプロセスと体制、そこにおける多世代共創

※ 都市・地域が、1 で記載した問題を抱える現状から 2 で記載したビジョンに変容していくまでの想定するプロセスを簡潔に記載するとともに、3 年間のプロジェクトではどこまでを達成しようとしているのか、どのようなアプローチや体制で取り組もうとしているのかを記載してください。その際、本提案による「どのような成果」が「誰(人・組織等)」に活用され、「どのような行動変容」が起こることで地域が変容していくのか、そのストーリーを記載してください。また、どのような多世代共創で(世代の捉え方と共創の方法)、何を co-creation することを促そうとしているのか(共創によって生み出すもの)、本提案における多世代共創とはどのようなものかが分かるように記載してください。

※ 体制については、どのような立場・専門性の方が、どのような形で参加(あるいは協力)することが望ましいと考えているのか、その概要を記載してください。

※ 上記について、現時点で可能な限り記載した上で、プロジェクト提案に向けて現時点では不足しており、本企画調査の中で具体化・明確化しようとしている点が何かを記載してください。

4. プロジェクト企画調査の達成目標

※ 本企画調査の具体的な達成目標を簡潔に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。

5. プロジェクト企画調査の具体的な内容と計画

(1) プロジェクト企画調査の実施内容

※ 4 に記載した達成目標に向けて、どのような問題の関与者と、どのような方法で、何をするのか、企画調査の具体的な内容を記載してください。

※ (2) スケジュールに記載する実施項目の内容・計画および、実施項目間の関係性が分かるように記載してください。

※ 実施項目は、様式 2 および様式 4 との整合性を図ってください。

(2) プロジェクト企画調査のスケジュール

- ※ 本企画調査の主なスケジュールを記載してください。実施項目は(1)の内容に従って記載してください。
以下は記載例です。内容に応じて編集してください。

<記載例>

実施項目	平成27年 10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
地域の問題点・ニーズの 深堀調査	←→					
企画検討ワークショップ		←→			←→	
地域での〇〇検証手法の 検討		←→				
〇〇実施者の探索、実施 体制の検討		←→				
関連機関との連携体制の 構築・強化	←→					
プロジェクト提案書案の 作成					←→	
企画調査報告書の作成						←→

(3) プロジェクト企画調査を実施する上での課題と対応

- ※ 本企画調査を実施する上で克服すべき課題や困難が予想される点、それらへの対応策について、①研究開発、
②社会実装の側面からそれぞれ記載してください。
※ 領域マネジメントグループ(総括、アドバイザー、RISTEX)に助言・協力を求めたいことがあれば記載してくださ
い。

6. プロジェクト企画調査の準備状況

(1) 本プロジェクト企画調査と関連するこれまでの研究開発や取り組みの経緯と成果

- ※ 提案者自身(必要に応じて本企画調査の参加者)のこれまでの研究開発や実践的な取り組みのうち、本提案の
準備として有効なものおよび成果と、本企画調査への活用方法や関連について記載してください。

(2) 研究開発実施者間および、問題解決に取り組む人々と研究開発実施者との連携体制

- ※ 現時点でのプロジェクト企画調査の実施者間、および実施者と協力者の関係性の構築状況や、今後の連携の見
込みについて記載してください。
※ 領域主催ワークショップ(平成27年3月15日、5月10日開催)に参加し、新たな協働や連携の可能性が生じた
場合には、こちらに記載してください。

7. プロジェクト企画調査後に提案を目指す研究開発プロジェクト成果の社会実装に関する構想

※ プロジェクト企画調査後に実施する研究開発プロジェクトの成果を、誰が、どのように、対象とする地域や他の地域、組織等へ普及・展開していこうと考えているのか、社会実装の道筋の想定について、可能な範囲で記載してください。

8. プロジェクト企画調査を実施する上での人権の保護および法令遵守への対応

※ 研究開発を実施するにあたり、相手方の同意を必要とするものや、個人情報を取り扱う研究、倫理審査や安全対策が必要なる研究等が想定される場合には、どのような対応を行う予定か、すでに対応を行っている場合にはその状況について記載してください。

【様式 4】 プロジェクト企画調査の実施体制(2)

ーマネジメント体制およびグループごとの実施者と実施項目の概要ー

1. マネジメント体制

※多様なステークホルダーとの調整や企画調査の成果をプロジェクト提案にとりまとめるために、研究代表者と共に企画調査を支えるマネジメントの体制について簡潔に説明し、担当者を表に記載してください。

<記載例>

〇〇〇〇〇・・・〇〇〇〇〇〇〇〇。

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	マネジメント上の役割	立場
研究代表者 社会 太郎	NPO 法人〇〇	代表	〇〇%	調査方針等の決定、領域 との対話・調整	実(市民)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	URA		進捗管理、報告書取り纏 め、領域との対話・調整	実(学)
〇〇 〇〇	NPO 法人〇〇	調査員		グループ間、協力者への 連絡・調整	実(市民)

2. グループごとの概要

2-1. 〇〇〇〇グループ

(1)実施項目

※ 様式 3、5(2)のスケジュールに記載した実施項目の中から記載してください。

(2)本グループの位置づけ

※ 当該グループが、本企画調査全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。全体で、5行以内にまとめてください。

(3)プロジェクト企画調査の実施者

<記載例>

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究代表者 社会 太郎	NPO 法人〇〇	代表	〇〇%	統括／企画検討ワークシ ョップの設計・実施	実(市民)
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇課			地域との調整、ニーズ探 索	実(公)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	教授		〇〇研究の設計・研究者 の探索	学(人)
アルバイト 〇名					

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域
プロジェクト企画調査提案書様式【二次選考用】

- ※ 実施者は実際に企画調査を行う人であり、協力者とは異なります。
- ※ 実施者は複数のグループに所属することができます。
- ※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。
- ※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち本企画調査の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- ※ 「立場」は、様式2の注釈に従い、記載してください。
- ※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 ○名」「アルバイト ○名」といった記載でも構いません。
- ※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(4)グループへの協力者

- ※ 本企画調査の実施において、協力を得ることが了解されている人や団体がすでにある場合に記載してください。
- ※ 本企画調査の実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

<記載例>

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本プロジェクト企画調査への協力内容	これまでの 協力関係の有無
〇〇町内会	〇〇実施の協力	有
〇〇 〇〇 △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	〇〇に関する助言、連携調整	無
〇〇 〇〇 △△大学△△学部教授	〇〇に関する助言、協力	有

2-2. 〇〇〇〇グループ

- ※ 以下同様に、複数グループで企画調査を実施する場合には、フォーマットを適宜増やしてください。

(1)実施項目

(2)本グループの位置づけ

(3)プロジェクト企画調査の実施者

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場

【様式 5】 関連する取り組みリスト(研究代表者)

※ A4用紙1枚でまとめてください。

氏名	
〈経歴〉 ※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。	
〈主要な実績〉 ※ 近年実施した取り組み、著書、学术论文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち、<u>この提案内容に関連するもの5件以内</u>を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。 ＜著書・学术论文等の成果の場合＞ (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) ＜取り組みの成果の場合＞ (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)	
〈RISTEXにおける研究開発への参画経験〉 ※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしプログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかを簡潔に記載してください。	

【様式 6】 関連する取り組みリスト(グループリーダー)

※ 一人につき A4 用紙 1 枚以内でまとめてください。

氏名	
氏名	
〈経歴〉	※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。
〈主要な実績〉	※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの 5 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。グループリーダー本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に＊印を付けてください。 ＜著書・学術論文等の成果の場合＞ (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) ＜取り組みの成果の場合＞ (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)
〈RISTEX における研究開発への参画経験〉	※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしプログラム名、プロジェクト名、研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかを簡潔に記載してください。

【様式 7】 企画調査費の見込み

- ※ 費目別の企画調査費の見込みを記載してください。
- ※ 面接選考時には、機関ごとのもの等、さらに詳細な計画を示していただきます。
- ※ 採択後に企画調査費の見直しをお願いすることがあります。
- ※ 企画調査費の費目と使途は以下の通りです(18 ページも参照してください)。

物品費／設備備品費:設備・備品を購入するための経費

(プロジェクト企画調査では、設備備品は対象としませんので留意してください。)

物品費／消耗品費:材料・消耗品を購入するための経費

人件費・謝金:研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金

(プロジェクト企画調査では、常勤雇用の人件費は対象としませんので留意してください。)

(研究員等の数):雇用する予定の研究員、アルバイトの人数

旅費:研究代表者や研究実施者の旅費

- ※ その他:上記以外の経費(研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等)

〈記載例〉

○費目別の研究開発費の見込み(プロジェクト全体)

(単位:千円)

	1 年度 (H27.10～ H28.3)	合計
物品費／設備備品費		
主な使途		
物品費／消耗品費	750	
主な使途	ワークショップ用品 アンケート調査費用	750
人件費・謝金 (研究員等の数)	500 (5)	
主な使途	〇〇に関するデータ整理 〇〇専門家招聘謝金	500
旅費	650	
主な使途	〇〇地区現地調査、調査打ち合わせ	650
その他	800	
主な使途	ワークショップ開催費	800
合計	2,700	2,700

- ※ 「主な使途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての費目欄を埋めてください。

○特記事項

- ※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。但し、特定の費目が企画調査費総額の 50%を越える場合は、その理由をお書きください。

【様式 8】 他制度での助成等の有無

※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究費の額、役割等を記入してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※ 面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

〈記載例〉

研究代表者(提案者)氏名: ○○ ○○

制度名 1)	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 2) (期間全体) ②研究費 (H27 年度) ③研究費 (H28 年度) ④研究費 (H29 年度)	役割 3) (代表/分担)	エフォート (%) 4)
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	H26 ～ H30	① 10,000 千円 ② 2,000 千円 ③ 2,000 千円 ④ 2,000 千円	代表	10
(申請中)○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	H27	① 1,000 千円 ② 1,000 千円 ③ 0 千円 ④ 0 千円	分担	5
5)					

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。
その後、申請中・申請予定の助成等に記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。
- 2) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。
- 3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 5) 必要に応じて行を増減してください。

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域
プロジェクト企画調査提案書様式【二次選考用】

〈記載例〉

グループリーダー氏名： △△ △△

制度名 1)	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 2) (期間全体) ②研究費 (H27 年度) ③研究費 (H28 年度) ④研究費 (H29 年度)	役割 3) (代表/分担)	エフォート (%) 4)
△△財団公募事業	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	H27 — H30	① 4,000 千円 ② 1,000 千円 ③ 1,000 千円 ④ 1,000 千円	分担	5
			① ② ③ ④		
5)					

グループリーダー氏名： □□ □□

制度名 1)	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 2) (期間全体) ②研究費 (H27 年度) ③研究費 (H28 年度) ④研究費 (H29 年度)	役割 3) (代表/分担)	エフォート (%) 4)
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○	H26 — H28	① 3,000 千円 ② 1,200 千円 ③ 1,000 千円 ④ 0 千円	代表	10
			① ② ③ ④		
5)					

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。
その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。
- 2) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。
- 3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 5) 必要に応じて行を増減してください。

【様式 9】 特記事項

※社会技術研究開発事業に応募した理由、企画調査に際してのご希望、ご事情その他、評価者に伝えたい内容等について、A4 用紙 1 枚以内で自由に記入してください。

※本提案の成果の受け手や社会実装の担い手となりうる主要なステークホルダー（自治体、学校、自治会、市民団体、企業等）から、本提案への期待や協力体制等についてのコメントやアピールがある場合には、別添資料として提出してください。様式は指定のもので、各組織につき A4・1 枚以内とします。

※海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。

※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください。

X. 参考資料

平成 26 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における 新規研究開発の方針

（平成 26 年 4 月 21 日 文部科学省 通知）

1. 趣旨及び目標

我が国は人口減少、少子高齢化など厳しい現状をかかえ、これに加え地球規模の気候変動などによる環境面の課題についても対応がせまられている。特に都市地域では、これまで人口が集中し発展してきたが、今後、急激な高齢化や人口減少などにより、経済、インフラといった機能の維持を含めた将来の持続可能性が重要な課題となることが予想される。このため、このような将来予想される社会的な課題を見据え、都市地域を将来世代にわたり環境、社会、経済の各側面から持続可能とする、先見性のある先駆的取組が今求められている。

子供から高齢者までの多世代の人々や国籍・性別・障害の有無によらず多様な人々が共創し、創造性を発揮して活躍できる、持続可能な地域社会の実現に向けて、貴機構の戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において、持続可能な多世代共創社会をデザインすることを目指した研究開発を平成 26 年度より新たに推進する。

具体的な目標は以下のとおり。

- ① 人口減少、少子高齢化、財政縮小等の課題を抱えつつある都市地域を、環境、社会、経済の各側面から持続可能とするため、これまで有効に活用されてこなかった地域の多様な資源や新技術・適用可能な技術を活用し、環境と調和しながら、子供から高齢者まで年齢、国籍、性別、障害の有無によらず多世代・多様な人々が、就労や社会参画等を通じて地域とのつながりを得て、創造性を発揮して活躍することができる社会をデザインする。
- ② ①で掲げた社会をデザインすることを目指し、環境、社会、経済の多面的な価値創出を目指して包括的なアプローチ（※）による実践的な研究開発を実施し、都市地域への研究開発成果の実装につなげる、新たな仕組みを創出する。
その際、研究開発そのものが多世代・多様な人々との共創の取組となるとともに、地域の特性を生かした新たな産業・事業やサービスの創出につなげるために、研究開発段階から社会の関与者たる関係機関（特に地方公共団体）を構成メンバーとする研究開発チームを編成し、成果の利用者たる地域住民からのフィードバックを行う具体的な仕組みを組み込むなどの連携体制を構築する。
- ③ ①、②により得られた個別の成果が、国内外の他地域で活用されるよう、一般化、体系化を図るとともに、当初から個々の研究開発プロジェクト間の連携を図り、最終

的に複数の成果を統合し地域に実装する取組につなげる。またその担い手となる関与者が、継続して協働・共創するためのネットワークを構築する。

※ここでいう「包括的なアプローチ」とは、都市地域の全体をとらえ、多面的、多元的な視点で包括的に検討し、単独では機能しにくいものを相互に組み合わせつなげることや課題相互の関連性に着目することなどにより、人と地域の新たな豊かさにつながる多様な価値創出や課題解決を目指した、全体最適を図る手法とする。

2. 推進体制

- ① 国内の行政機関、大学、研究機関、公益法人、NPO、民間企業等、組織として貴機構からの研究委託が可能な主体が連携して研究開発を実施する。
- ② 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を促進する。
- ③ 研究開発の終了後も発展的な取組が継続的に行われるために、地方自治体をはじめとする関係機関との連携を、研究開発の段階から十分に行う。
- ④ 研究開発当初から地域の住民等との共創を行い、成果の利用者となる住民等からのフィードバックを行う仕組みを設ける。
- ⑤ 各年度の研究開発プロジェクトの公募に当たり、最終的に複数の成果を統合して持続可能な多世代共創社会をデザインする仕組みが提示できるよう、あらかじめ各年度の公募するテーマを重点化するなど、戦略的に公募を実施する。

3. 取り組むべき研究開発テーマ

(1) テーマの設定について

第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）において「社会とともに創り進める政策」の実現が基本方針に謳（うた）われており、「科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～」（平成25年6月7日閣議決定）において科学技術イノベーションが取り組むべき課題として「地域資源を『強み』とした地域の再生」が掲げられている。本戦略では、「各地域は、自然資源（水・森林・地下資源、気候等）、人的・知的資源（人材、大学・研究機関等）、経済資源（産業、インフラ・施設、産業技術等）、社会資源（社会システム、伝統文化、観光資源等）等様々な地域資源を有しており、これらを組み合わせて付加価値を増大させ、地域の『強み』となる「資産」へと転換させることが重要」と指摘され、重点的課題として「地域発のイノベーション創出のための仕組みづくり」が設定された。

さらに、「平成26年度科学技術重要施策アクションプラン対象施策の特定について」（平成25年9月13日総合科学技術会議）において「Ⅳ（6）地域の産学官が連携した研究開発や地域経済活性化の取組」のひとつとして、「持続可能な多世代共創社会のデザイン」がアクションプラン対象施策に特定されている。

このような背景のもと、本研究開発においては、以下の6つのテーマを中心に、本研

究開発の趣旨に合致するものを対象とした研究開発プロジェクトを推進する。

- 人が孤立化せず出かけたくなる空間の拡大
- 多世代・多様な人々の能力を生かした就労・社会参画の促進
- 人・地域・環境の相互作用を生み出すライフスタイル・行動変容の促進
- 有効活用されていない地域資源の発掘と活用
- 環境と調和した地域の資源・経済の循環
- 公的サービスの質を落とさず低コスト化、効率化、リデザイン

(2) 主要研究開発要素テーマの説明

- 人が孤立化せず出かけたくなる空間の拡大
高齢者、子供及び子供を抱える親などの社会的孤立を防止し、活躍できる社会とする必要がある。地域の生活空間を多様な人々が集まりつながる空間とするため、安全・安心で環境に配慮した交通・移動手段や生活空間を ICT 技術や社会システムと一体的にデザインする研究開発等を行う。
- 多世代・多様な人々の能力を生かした就労・社会参画の促進
年齢・性別・国籍・障害の有無を問わず多世代・多様な人々の能力を生かせる雇用の場や働き方を創出し、人々の主体的な社会参画を促進することが必要である。個人や社会が抱える様々な制約を克服することを可能とするため、多様な就労をサポートする技術や社会システムをデザインする研究開発等を行う。
- 人・地域・環境の相互作用を生み出すライフスタイル・行動変容の促進
地域の人々が元気に活躍できる社会を構築する必要がある。人々の健康寿命を延伸するのみならず、地域の活性化や環境との調和を促すため、人々のライフスタイルや行動・意識の変容を促進する技術や社会システムをデザインする研究開発等を行う。
- 有効活用されていない地域資源の発掘と活用
地域に存在するこれまで有効に活用されてこなかった様々な資源の発掘と活用が必要である。成熟社会において物質的な豊かさのみならず心の豊かさも満たされる社会を構築するため、文化的・伝統的な資源の価値の見直しと新たな活用、社会的・経済的な資源の保全・再生、地域の宝ともいえる多世代・多様な人財の発掘・育成など、新たな産業・事業やサービスの創出につながる各種資源の発掘・活用方策と有効活用するための技術のデザインなどの研究開発等を行う。
- 環境と調和した地域の資源・経済の循環
都市地域を持続可能なものとするため環境と調和した社会を構築するのみならず、地域に存在する各種資源や経済を地域内で循環させる仕組みを構築する必要がある。地域に存在する資源の適正な活用や再生可能なエネルギーの創出などを通じて地域の主体形成と担い手を育成し、資源・経済が循環する地域に密着した産業・事業やサービス創出の仕組みや方法論等の研究開発等を行う。
- 公的サービスの質を落とさず低コスト化、効率化、リデザイン
厳しい経済状況や少子高齢化の中で公的サービスの質を維持しつつ低コスト化、効

率化していくことに加え、公的サービスの在り方自体のとらえ直しが求められる。行政、産業、市民等が協働し ICT 技術の活用、情報等を共有するシステムの構築などにより、自助・互助・共助・公助の関係性を整理して地域社会をリデザインする研究開発等を行う。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、研究提案募集ホームページ

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@ristex.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）